

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく監査請求について、監査を行ったので、同条第 4 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和元年（2019 年）5 月 27 日

茨城県監査委員 深 谷 一 広
同 羽 生 健 志

第 1 住民監査請求の内容

1 請求人

結城市 大矢 尚武
土浦市 古沢 喜幸

2 茨城県職員措置請求書の提出

平成 31 年 3 月 15 日

3 補正書の提出

平成 31 年 3 月 28 日（補正期間は平成 31 年 3 月 20 日から 3 月 28 日までの 9 日間）

4 請求の概要

請求人提出の「茨城県職員措置請求書」（以下「措置請求書」という。）による請求（以下「本件請求」という。）の概要は、次のとおりである。

なお、措置請求書の原文に即して記載したが、項目番号は本編に合わせて調整し、別表 1 から別表 9 までの記載は省略した。

（1）茨城県知事に対する措置請求の要旨

茨城県知事が、平成 29 年度に茨城県議会の各会派に交付した政務活動費のうち、別紙「平成 29 年度茨城県議会政務活動費返還請求金額総括」の返還請求金

額総合計 16,397,988 円の金員を返還請求することを怠る行為は違法なので、地方自治法 242 条第 1 項に基づき、監査委員が茨城県知事に対し、同金員について各会派に対して茨城県に返還するよう請求することを勧告することを求める。

(2) 措置請求の理由

ア 政務活動費の性質と支出の根拠等

(ア) 茨城県議会の政務活動費の趣旨と支出が認められる範囲

- a 茨城県議会の政務活動費は、実費弁償を原則とする補助金の一種であり、地方自治法第 100 条第 14 項ないし 16 項、及びこれに基づき制定された「茨城県政務活動費の交付に関する条例」(平成 13 年 3 月 28 日茨城県条例第 35 号,平成 28 年茨城県条例第 38 号によって改正,平成 28 年 4 月 1 日施行,以下「条例」という)に基づいて県議会各会派に交付される。

茨城県では、上記条例に基づく政務活動費の交付に関する細則を「茨城県政務活動費の交付に関する条例施行規程」(平成 13 年 3 月 23 日議長決裁,改正・平成 28 年 3 月 24 日議長決裁,平成 28 年 4 月 1 日施行,以下「規程」という)で規定し、更に、政務活動費の適正な執行を図るために「政務活動費の手引」(平成 28 年 4 月適用,以下「手引」という)で支出の例示,注意事項などの詳細を定めている。

- b 地方自治法第 100 条第 14 項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することができる」と定めている。

- c 条例は、地方自治法の上記条項に基づき、

- (a) 第 1 条において、政務活動費が「茨城県議会の議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部」として議会に於ける会派に対して交付されるものであること、

- (b) 第 2 条第 1 項において、政務活動費を充てることのできる範囲として、「調査研究,研修,広報広聴,要請陳情,住民相談,各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し,県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図る為に必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する」とし,同条第 2 項関係の別表において、「人件費」「事務所費」「事務費」「交通費」「視察・研修費」「調査委託費」「資料購入・作成費」「要請陳情等活動費」「会議費」「グループ活動費」「広報紙(誌)発行費」「ホームページ作成・管理費」「政策広報費」「会費」の 14 種類の使途経費を、

- (c) 第 9 条第 2 項において、政務活動とそれ以外の活動が混在する場合は、

その経費について按分による支出ができるものとし、必要な事項は議長が定めることができること、

- (d) 第10条第1項において、会派の代表者は、政務活動費に係る収支報告書を当該年度の終了した翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならないこと、
- (e) 同条第2項において、収支報告書には支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを併せて提出しなければならないこと、
- (f) 第12条において、知事は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度に行なった政務活動費に係る支出（第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の返還を命ずることができること、をそれぞれ定めている。

d 「規程」は、上記(c)の規定に沿い、第5条第2項において、「政務活動とそれ以外の活動が混在する場合には、合理的に説明できる割合によって、支出額を按分するものとする」としつつ、合理的に説明できる割合によって按分することが難しい場合は、

- (a) 政務活動と政党活動や後援会活動等が混在する場合は、2分の1
- (b) 政務活動と私的活動が混在する場合は、2分の1
- (c) 政務活動と政党活動や後援会活動等及び私的活動が混在する場合は、4分の1

を上限として算定するとしている。

(イ) 政務活動を遂行するに当たり留意されるべき法の規定

以上の諸制約のもとで実際に支出するに当たり留意しなければならないのは、地方自治法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げようとしなければならない。」という規定である。この規定は議会にも適用されるものであり、政務活動費の支出に当たっては、十分留意されなくてはならない。

従って、政務活動費に関する「条例」「規程」及び「手引」は、その内容と運用について、この規定を順守しなければならない。

(ウ) 一般的に考えて全部又は一部を認め得ない支出

- a 公表された目的以外で政務活動以外の行為が絡んだ支出
- b 政務活動用としては高額過ぎる物品の購入に係る支出
- c 規定が予定している本来の態様から逸脱している行為に係る支出

- d 目的或は効果が分からない行為に係る支出
- e 低額な手段があるにも係わらず高額な手段を採ったことに係る支出
- f 会派又は議員の宣伝の意味が濃い情報提供行為に係る支出
- g 政党の資金の一部となり得る行為に係る支出

イ 茨城県議会の平成 29 年度政務活動費の交付と精算

- (ア) 茨城県は、「条例」に基づき、平成 29 年度政務活動費として、茨城県議会の各会派に金員を交付した。
- (イ) 日本共産党茨城県議会議員団は平成 30 年 4 月 25 日、茨城の元気な明日を創る会は同年 6 月 1 日、その他の会派は同年 4 月 27 日に、「平成 29 年度政務活動費収支報告書」を提出し、茨城県議会事務局が各提出日に受付けた。余剰金のある会派は、規定に従ってその金員を茨城県に返還したと思われる。なお、その後、茨城県議会公明党議員団は同年 6 月 15 日、いばらき自民党は平成 30 年 11 月 22 日に一部修正を行った。

ウ 平成 29 年度の政務活動費の評価結果

(ア) 評価結果

アの記載事項に基づき、茨城県議会の各会派が平成 29 年度の政務活動費から支出したとして収支報告書に記載した支出について、開示された領収書などに基づいて、その妥当性を個別に判断し、違法或は不当と判断された結果は、別紙「平成 29 年度茨城県議会政務活動費返還請求金額総括」のとおりであり、そのように判断した評価の内容については、別表 1 ないし別表 9 に、査定対象とした支出の詳細及び個別の返還請求金額とともに記載したとおりである。

なお、本文及び別表（記載省略）において、会派の名称を次のように省略して表記したことがある。

茨城県議会公明党議員会を公明党

日本共産党茨城県議会議員団を日本共産党

(イ) 経費項目別の評価の概要

以下に返還請求すべきと判断された支出があった費用項目について、査定の根幹とした判断の基準を述べる。詳細については、別表 1 ないし別表 9 に記載してあるので参照されたい。なお今回は、交通費、視察・研修費及びグループ活動費に評価の対象を絞った。

- a 交通費（視察・研修費或はグループ活動費の中で評価したものもある）
自動車リース費を除く交通費について評価した。

ガソリン代等は、原則として実費請求という理念から程遠い不当に高額な固定基準単価に基づく請求となっているが、ここでは不問とすることとし、これらの費用については、県会議員としての政務活動以外の目的の有無、目的不明の移動の支出されていないか等を精査し、政務活動以外の目的が混在すれば按分率を1/2以下とし、目的不明の移動の場合は支出を認めないこととして返還請求金額を算定した。なお、交通費として計上されたもので、視察研修費或はグループ活動費に、明らかにこれと関連ある費用が計上されている場合は、原則として視察・研修費或はグループ活動費の中で評価した。

b 視察・研修費（1件のみ交通費の中で評価したものがある）

- (a) 政務活動実施成果報告書及びこれに準ずる報告書があるものはその内容を参考に評価した。
- (b) 視察の具体的な行き先、目的、成果などが不明なものは、原則として支出を認めないこととし、全額返還とした。
- (c) 同じような視察を繰り返し行い、趣味あるいは観光ではないかと思われるものは全額返還とした。
- (d) 個人のスキルアップが目的としか思えない研修は全額返還とした。
- (e) 意義が認められない活動の費用、日程上不可能と思われる活動の費用は、全額返還とした。
- (f) 政務活動以外の活動が混在する場合は按分率を1/2以下とした。
- (g) 別表3の1井出義弘の番号12の閲覧資料頁1-676は、視察・研修費で計上されたものであるが、視察・研修とは関係のない他の活動との絡みがあるため交通費の中で扱った。

c グループ活動費

- (a) 参加議員名や旅行日程或は費用明細が不明なものは、活動の正当性を評価することを阻害するものとし原則として1/2の評価とした。
- (b) 活動の価値が認められないものは、認めないこととした。

d 公明党の交通費返還請求に関する別表3について

公明党の交通費については、項目数が多い上、複合活動が多く、高速道利用に関するデータも多いので、他の会派とは表の形式を変えた。

別紙

平成29年度茨城県議会政務活動費返還請求金額総括

金額単位:円

会派名	支払者	交通費				視察・研修費			グループ 活動費	支払者別 合計
		A	B	C	計(A+B+C)	D	E	計(D+E)		
いばらき自民党	会派				0	453,924		453,924	10,725,884	11,179,808
	海野透	72			72			0	7,310	7,382
	葉梨衛	960			960			0		960
	田山東湖	948			948			0		948
	西條昌良	1,440			1,440			0		1,440
	白田信夫	1,788			1,788			0		1,788
	小川一成	4,488			4,488			0		4,488
	福地源一郎	5,436			5,436			0		5,436
	鈴木亮寛	1,728			1,728			0		1,728
	石井邦一	12,576	13,794	10,709	37,079	15,000		15,000	4,500	56,579
	石田進	1,404			1,404			0		1,404
	志賀秀之	492			492			0		492
	石塚仁太郎	240			240			0		240
	鈴木将	3,144			3,144			0		3,144
	星田弘司	7,292			7,292			0		7,292
	高橋勝則				0	570		570		570
	磯崎達也				0	1,910		1,910	7,500	9,410
	田口伸一		1,830		1,830			0		1,830
	金子晃久		1,368	2,755	4,123	6,574		6,574	3,080	13,777
	飯塚秋男				0	15,000		15,000		15,000
	岡田拓也				0	665,000		665,000		665,000
	先崎 光		528		528	18,720		18,720	7,630	26,878
	西野一				0	10,240		10,240	4,140	14,380
加藤明良				0			0	1,950	1,950	
村上典男				0			0	7,500	7,500	
長谷川重幸				0			0	12,480	12,480	
計	42,008	17,520	13,464	72,992	1,186,938		1,186,938	10,781,974	12,041,904	
自民県政クラブ	会派				0	3,028,042		3,028,042		3,028,042
	臼井平八郎				0	107,730		107,730		107,730
	川口政弥		2,240		2,240	7,500		7,500		9,740
	飯田智男	8,496			8,496			0		8,496
	計	8,496	2,240	0	10,736	3,143,272		3,143,272	0	3,154,008
県民フォーラム	佐藤光雄				0	39,443		39,443		39,443
	設楽詠美子				0	267,900		267,900		267,900
	計	0	0	0	0	307,343		307,343	0	307,343
公明党	井手義弘	212,190	27,343		239,533	406,274	7,400	413,674		653,207
	高崎進	100,854			100,854	3,530		3,530		104,384
	八島功男	77,838	9,410		87,248	3,240		3,240		90,488
	田村佳子	36,531	4,421		40,952			0		40,952
	計	427,413	41,174	0	468,587	413,044	7,400	420,444	0	889,031
日本共産党	上野高志	90			90			0		90
	山中たい子	5,612			5,612			0		5,612
	計	5,702	0	0	5,702	0	0	0	0	5,702
項目別合計	483,619	60,934	13,464	558,017	5,050,597	7,400	5,057,997	10,781,974	16,397,988	

返還請求金額総合計 16,397,988

記号の説明

- A: 交通費の評価の中で扱った交通費
- B: 視察・研修費の評価の中で扱った交通費
- C: グループ活動費の評価の中で扱った交通費
- D: 視察・研修費の評価の中で扱った視察・研修費
- E: 交通費の評価の中で扱った視察・研修費

第2 監査委員の除斥

本件請求においては、平成29年度に知事から茨城県議会の各会派へ交付された政務活動費のうち、6ページに示す5つの会派に対して返還請求を求めているものであり、小川一成監査委員及び石井邦一監査委員はこれらの会派の一つに属しており、監査の対象に関し直接に利害関係を有するため、地方自治法（以下「法」という。）第199条の2の規定により、除斥とした。

第3 請求の受理

平成31年4月4日に監査委員会議を開催し、本件請求が法第242条に規定する法定要件を備えているか審査を行った結果、法定要件を満たしていると判断して、請求を受理することを決定した。

第4 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成31年4月11日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、請求人から陳述は行わない旨申し出があったため、陳述を実施しなかった。また、新たな証拠等の提出はなかった。

2 監査対象事項

知事が、平成29年度に茨城県議会の各会派に交付した政務活動費のうち、本件請求において摘示された支出を監査対象事項とした。

3 監査対象機関

政務活動費の事務を所管する茨城県議会事務局（以下「議会事務局」という。）を監査対象機関とした。

4 監査対象機関への監査

議会事務局より、以下の監査事項に関する説明聴取を行うとともに、関係書類を

確認し、その結果を分析整理した。

(監査事項)

(1) 議会事務局における、政務活動費に係る確認体制及び確認方法について

ア 収支報告書等の提出（四半期ごと）時、どのような確認を行うのか

- ・支出の根拠となる書類
- ・政務活動費から支出することの適正性（政務活動に該当する支出内容であるか）
- ・政務活動費の金額の適正性（按分率等）
- ・「社会通念上必要かつ相当」についての判断

イ その他、政務活動費に関し、各会派に対しどのような確認等を行っているか

(2) 請求人が摘示する支出について

ア 当該支出に係る活動は、政務活動に該当しているか

(ア) 当該交通費に係る活動内容、行先等の適正性

(イ) 視察・研修及びグループ活動の行先、目的、成果等の適正性

イ 各経費に係る政務活動費の充当は適切か

(ア) 交通費、視察・研修費、グループ活動費に係る支出の適正性

(イ) 按分したものにあっては、当該按分率の適正性

5 監査対象機関の見解

請求人の請求内容に対して、監査の中で以下のとおり監査対象機関から説明を聴取した。

(1) 政務活動費の執行に対する議会事務局の確認体制と方法について

議会事務局は、随時、会派又は議員からの相談・問合せに応じるとともに、会派から収支報告書及び領収書等（以下「収支報告書等」という。）の提出を受けたときは、総務課職員（8名）が茨城県政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）、茨城県政務活動費の交付に関する条例施行規程（以下「規程」という。）や政務活動費の手引（以下「手引」という。）に照らして、対象経費の範囲に適合しているか確認を行っている。

具体的な確認作業としては、会派の政務活動費経理責任者が確認した収支報告書等の内容について、対象となる活動や充当金額、充当割合など、手引の「政務活動費の支出に当たっての留意事項」に適合しているか確認している。

なお、収支報告書等の内容確認に当たっては、議員活動の自主性、自律性を尊重しつつ、必要に応じて会派の政務活動費経理責任者に説明を求め、確認を行っている。

る。

(2) 会派による確認等について

政務活動費は、条例に基づき議会の会派に交付されるため、会派の所属議員が個々に行う政務活動に充当するに当たっては、会派から所属議員に対して、政務活動に関する包括的な委託を行っている。

また、会派の政務活動費経理責任者は、政務活動費の執行については、所属議員に対し事前に指導助言を行うとともに、随時、相談に応じており、所属議員から収支報告等を受けた際には、その活動目的、充当金額や充当割合などの内容について、提出を受けた領収書をはじめ活動記録簿や各種契約書等により、対象経費の範囲に適合しているかを確認したうえ、会派代表者から承認を受けている。

今般の住民監査請求を受けて、代表者及び経理責任者があらためて請求対象の各議員に対し、調査を行うとともに、領収書をはじめ、活動記録簿などの各種関係書類について再度確認を実施した。

(3) 政務活動費の透明性の向上と県民への積極的な広報について

政務活動費のさらなる透明性の確保を図るため、学識経験者で構成する「茨城県議会政務活動費調査等審査会」を平成28年4月に設置した。

政務活動の適正な執行を確保するため、平成28年度から四半期毎に収支状況報告書の提出を求めている。

また、政務活動の内容を県民によく理解していただくため、政務活動費を充当した政務活動について、平成28年度分から政務活動実施成果報告書を提出してもらい、議会ホームページ等を活用してその成果を積極的に広報している。

(4) 請求人の主張する査定の基準について

本県の政務活動費については、条例、規程や手引で経費の範囲を定めている。

本件請求において、請求人が主張する第1・4(2)のア(ウ)「一般的に考えて全部又は一部を認め得ない支出」(3頁32行目)のa～gについては、事実に基づかない憶測又は疑念によるものであるとともに条例、規程や手引の誤った解釈によるものである。このことをもって請求人の主張するような違法・不当な政務活動費の使用事実の指摘とは認められない。

(5) 請求人が不当と主張している支出について

政務活動費に係る支出については、会派又は議員の責任において適切なる判断をもって執行され、議長に対し必要な書類は全て提出されており、本件請求において請求人が支出を認め得ないものとして摘示する個別の案件について、収支報告書等の確認及び改めて会派からの聞き取り調査を実施するなどした結果、支出の

内容に不当と思われるものはなく、条例、規程及び手引に定める経費の範囲及び按分割合等に適合していることを確認している。

以上のことから、条例、規程及び手引に照らし政務活動費として違法、不当な支出には当たらない。

6 関係人調査

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、措置請求書で摘示されている案件について、関係会派に対し調査への協力を依頼し、当該案件に係る関係会派の説明資料及び証拠書類について議会事務局を通して提示を求め、その内容を確認した。

第 5 監査によって確認した事実

監査の結果、確認した事項は、以下のとおりである。

1 政務活動費の概要

(1) 政務活動費制度の経緯

平成 11 年に地方分権一括法が成立したことに伴い、地方議員の役割が増大したことから、国は、全国都道府県議会議長会や全国市議会議長会の要望を踏まえて、地方議会議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、平成 12 年に法の一部を改正し、「調査研究に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる」として、地方議会における会派等に対する調査研究費等の助成制度を法制化した。

その後、「地方自治法の一部を改正する法律」が平成 24 年 9 月 5 日に公布され、名称が「政務活動費」に改められ、交付内容が、これまでの「調査研究」から「調査研究その他の活動」となり用途が拡大された。

本県においても、平成 13 年 4 月に「茨城県政務調査費の交付に関する条例」を制定し、さらに、上記法改正に沿って、平成 24 年 12 月に同条例を改正した。

また、平成 28 年 4 月に、政務活動費の透明性の向上と、県民への積極的な広報を図るため、学識経験者等による第三者機関の設置や、政務活動の成果の公表等の内容とする条例改正を行った。

(2) 根拠法

法第 100 条第 14 項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、そ

の議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とし、また同条第 15 項は、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」とし、さらに同条第 16 項は、「議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」と規定している。

(3) 根拠条例等の主な内容

ア 政務活動費を充てることができる経費の範囲（条例第 2 条）

政務活動費は、会派又は議員が実施する調査研究、研修、広報広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(別表)

分類	経 費	内 容
政務活動補助費	人 件 費	会派又は議員が政務活動のため雇用する職員及び臨時職員等に要する経費
	事 務 所 費	会派又は議員が政務活動のため設置する事務所の設置及び維持に要する経費
	事 務 費	会派又は議員が政務活動のため設置する事務所における事務運営に要する経費
	交 通 費	会派又は議員の政務活動に要する日常的な交通費、宿泊費等の経費
調査・政策立案費	視 察 ・ 研 修 費	会派又は議員が政務活動のため行う視察・研修・講演会等(共同開催を含む。)に要する経費又は他団体等が主催する視察・研修・講演会等への議員等の参加に要する経費
	調 査 委 託 費	会派又は議員が政務活動のため行う外部団体等への調査研究委託に要する経費
	資 料 購 入 ・ 作 成 費	会派又は議員が議会審議や政務活動のため行う図書等の購入、利用等及び資料作成に要する経費

	要請陳情等 活動費	会派又は議員が政務活動のため行う要請陳情活動、 住民相談等に要する経費
	会議費	会派又は議員が政務活動のため開催する会議、住民 相談会等に要する経費
	グループ 活動費	会派又は議員が政務活動のため行う県政に関連す る議員連盟活動等に要する経費
広 報 広 聴 活 動 費	広報紙(誌) 発行費	会派又は議員が政務活動のため行う広報紙(誌)等 の作成・発行に要する経費
	ホームページ 作成・管理費	会派又は議員が政務活動のため行うホームページ・ ブログ等の作成・管理に要する経費
	政策広報費	会派又は議員が政務活動のため行う音声による広 報広聴活動に要する経費
	会費	会派又は議員が政務活動のため行う各種団体等が 主催する会合等への参加に要する経費

イ 交付対象（条例第3条）

政務活動費は、議会の会派に対し交付するものとする。

ウ 交付額（条例第4条）

各会派に対し交付する政務活動費の月額は、300,000円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。

エ 会派の届出（条例第5条）

議員が会派を結成し、政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、当該会派の代表者は、会派結成届を議会の議長に提出しなければならない。

オ 会派の知事への通知（条例第6条）

議長は、前条の規定による会派結成届、会派異動届又は会派解散届の提出があったときは、速やかに知事に通知しなければならない。

カ 交付決定（条例第7条）

知事は、前条の規定による通知があったときは、当該通知に係る会派に係る政務活動費の交付の決定を行い、当該会派の代表者に通知しなければならない。

キ 交付（条例第8条）

知事は、毎四半期の最初の月に、当該四半期分の政務活動費を交付するものとする。ただし、一四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期が満了する日の属する月までの月数分の政務活動費を交付する。

ク 実費支出の原則等（条例第9条）

政務活動費に係る支出額は、政務活動に資するための必要な経費の実費とする。ただし、議長が別に定めるものについては、実費に代えて、議長が定める方法により算定した額によることができる。

政務活動とそれ以外の活動が混在する場合は、その経費について按分による支出ができるものとし、必要な事項は議長が定めることができる。

[議長が別に定めるもの（規定第5条）]

a 自動車を利用する場合の交通費の算定について

1キロメートルにつき24円とすることができる。

b 按分について

政務活動とそれ以外の活動が混在する場合には、合理的に説明できる割合によって、支出額を按分するものとする。ただし、合理的に説明できる割合によって按分することが難しい場合は、次の各号の按分割合を上限として算定するものとする。

(a) 政務活動と政党活動や後援会活動等が混在する場合は、2分の1

(b) 政務活動と私的活動が混在する場合は、2分の1

(c) 政務活動と政党活動や後援会活動等及び私的活動が混在する場合は、4分の1

ケ 収支報告書等（条例第10条）

政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、別に定める様式により、当該年度の終了した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

収支報告書を提出するときは、政務活動費の支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。

コ 議長の調査及び透明性の確保（条例第11条）

議長は、政務活動費の適正な使用を確保するため、前条の規定により収支報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

サ 茨城県議会政務活動費調査等審査会（条例第11条の2）

議長は、前条に規定する調査等に関し専門的見地からの意見を聴くため、議長が選任する2人の学識経験者を有する者をもって構成する茨城県議会政務活動費調査等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

審査会は、意見を述べる場合において必要があると認めるとき、収支報告書等に関し、検査を行うことができるものとする。

審査会は、検査を行う場合において、政務活動費の使用状況等の適切な把握のため必要があると認めるときは、会派との意見交換等を行うことができるものとする。

審査会は、必要があると認めるときは、議長又は会派に対し、政務活動費に関する指導及び助言をすることができるものとする。

シ 返還（条例第 12 条）

知事は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度に交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度に行った政務活動費に係る支出（第 2 条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の返還を命ずることができる。

ス 収支報告書等の保存及び閲覧（条例第 13 条）

議長は、第 10 条の規定により提出された収支報告書等を、提出すべき期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

何人も、議長に対し収支報告書等（茨城県議会情報公開条例（平成 12 年茨城県条例第 87 号）第 7 条に規定する不開示情報を除く。）の閲覧を請求することができる。

セ 委任（条例第 14 条）

この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。

（4）手引の性格、位置付け

茨城県議会は、政務調査費制度の運用を明確化するため、平成 20 年 6 月から議会運営委員会のメンバーにより検討を開始し、平成 21 年 10 月に全会派で構成する政務調査費検討会を設置し検討した結果、平成 21 年 12 月に条例を改正するとともに、併せて、政務調査費の用途にあたっての基本的な考え方や留意事項等を内容とした手引を策定した。

平成 24 年 9 月の「地方自治法の一部を改正する法律」の公布に伴い、前回（平成 21 年）と同じく全会派で構成する政務活動費検討会を設置し、平成 24 年 12 月の条例の改正に併せて、政務活動費の適正な執行を図るための指針である手引の改正を行った。

（5）政務活動費の支出状況等

平成 29 年度の各会派に係る政務活動費の支出状況については、以下のとおりである。

支出金額及び支出年月日

		支出日	支出額 (円)
いばらき自民党 収支報告年月日： 平成 30 年 4 月 27 日 収支報告額： 127,233,187 円	第 1 期	平成 29 年 4 月 17 日 (月)	39,900,000
	第 2 期	平成 29 年 7 月 31 日 (月)	40,800,000
	第 3 期	平成 29 年 10 月 20 日 (金)	36,900,000
	第 4 期	平成 30 年 1 月 15 日 (月)	36,600,000
	戻入	平成 30 年 5 月 29 日 (火)	-26,966,813
	小計		127,233,187
県民フォーラム 収支報告年月日： 平成 30 年 4 月 27 日 収支報告額： 13,763,150 円	第 1 期	平成 29 年 4 月 17 日 (月)	4,500,000
	第 2 期	平成 29 年 7 月 31 日 (月)	4,500,000
	第 3 期	平成 29 年 10 月 20 日 (金)	4,500,000
	第 4 期	平成 30 年 1 月 15 日 (月)	4,500,000
	戻入	平成 30 年 5 月 29 日 (火)	-4,236,850
	小計		13,763,150
茨城県議会公明党議員会 収支報告年月日： 平成 30 年 4 月 27 日 収支報告額： 13,704,266 円	第 1 期	平成 29 年 4 月 17 日 (月)	3,600,000
	第 2 期	平成 29 年 7 月 31 日 (月)	3,600,000
	第 3 期	平成 29 年 10 月 20 日 (金)	3,600,000
	第 4 期	平成 30 年 1 月 15 日 (月)	3,600,000
	戻入	平成 30 年 5 月 31 日 (木)	-695,734
	小計		13,704,266
自民県政クラブ 収支報告年月日： 平成 30 年 4 月 27 日 収支報告額： 18,000,000 円	第 1 期	平成 29 年 4 月 17 日 (月)	4,500,000
	第 2 期	平成 29 年 7 月 31 日 (月)	4,500,000
	第 3 期	平成 29 年 10 月 20 日 (金)	4,500,000
	第 4 期	平成 30 年 1 月 15 日 (月)	4,500,000
	小計		18,000,000
	日本共産党茨城県議会議員団 収支報告年月日： 平成 30 年 4 月 25 日	第 1 期	平成 29 年 4 月 17 日 (月)
第 2 期		平成 29 年 7 月 31 日 (月)	2,700,000
第 3 期		平成 29 年 10 月 20 日 (金)	2,700,000

収支報告額： 8,960,128 円	第4期	平成30年 1月15日（月）	2,700,000
	戻入	平成30年 5月22日（火）	-1,839,872
	小計		8,960,128
茨城の元気な明日を創る会 収支報告年月日： 平成29年6月1日 収支報告額： 600,000 円	第1期	平成29年 4月17日（月）	600,000
	第2期	(H29.5.31 解散)	
	第3期		
	第4期		
	小計		600,000
自民党潮来 収支報告年月日： 平成30年4月27日 収支報告額： 488,159 円	第1期		
	第2期	(H29.9.29 結成)	
	第3期	平成29年10月20日（金）	900,000
	第4期	平成30年 1月15日（月）	900,000
	戻入	平成30年 5月28日（月）	-1,311,841
	小計		488,159
自民党無所属の会 収支報告年月日： 平成30年4月27日 収支報告額： 1,779,052 円	第1期		
	第2期	(H29.9.29 結成)	
	第3期	平成29年10月20日（金）	900,000
	第4期	平成30年 1月15日（月）	900,000
	戻入	平成30年 5月28日（月）	-20,948
	小計		1,779,052
自民党霞峰の会 収支報告年月日： 平成30年4月19日 収支報告額： 1,692,130 円	第1期		
	第2期	(H29.9.29 結成)	
	第3期	平成29年10月20日（金）	900,000
	第4期	平成30年 1月15日（月）	900,000
	戻入	平成30年 5月22日（火）	-107,870
	小計		1,692,130
計			186,220,072

※この他、いばらき自民党から平成30年11月22日（支出額552円減）に、茨城県

議会公明党議員会から平成 30 年 6 月 15 日（支出額 2,592 円減）にそれぞれ収支報告書の修正有

2 議会事務局における事務処理等

(1) 条例や手引に係る周知の徹底と理解の促進

平成 28 年 4 月の条例改正は議員提案によるものであり、それに伴う手引の改正についても、議会事務局において各会派の了解を得て行ったものであるが、改正後の手引の留意事項等については、議会事務局から当時の各会派に対して周知徹底を図っている。

さらに、1 人会派の議員や、任期途中の補選等による新任議員に対しては、別途説明会を設け、手引の内容等について十分な説明を行っている。

また、会派、議員からの随時の問合せや相談に対し、個別に応じている。

(2) 議長権限に基づく調査

収支報告書等の提出を受ける議長は、条例第 11 条の規定に基づき、政務活動費について、常に制度の趣旨に即した適正な使用を確保するため、会派から収支報告書等の提出があった際、その記載方法、充当金額や充当割合等が、条例、規程や手引に照らして誤りがないかなど、必要に応じて調査を行うこととなっている。

なお、この調査は、法第 138 条第 7 項の規定に基づき議会事務局において行っている。

(3) 茨城県議会政務活動費調査等審査会

平成 28 年 4 月の条例改正により、政務活動費のさらなる透明性の確保を図るため、第三者機関として、学識経験者 2 名（公認会計士及び弁護士）で構成する茨城県議会政務活動費調査等審査会が設置された。

議会事務局では、同審査会から、収支報告書等に関し必要に応じ検査を受けるとともに、政務活動費の交付に係る審査に当たり、指導・助言を受けており、その結果について、各会派に通知している。

(4) 支出の根拠となる書類の確認

支出実績報告として提出される「政務活動費収支報告書」には、その支出の事実を証する書類の写しとして、

- ・政務活動費領収書等貼付用紙
- ・政務活動費支払証明書

が添付されており、議会事務局総務課の 8 名で、提出のあった全ての会派に係る上記書類の内容確認を、最終的には出納整理期間中（5 月末まで）の戻入期限に間に

合うように行っている。

(5) 主な確認事項について

ア 政務活動費から支出することの妥当性

政務活動費の手引に照らし不適切な支出ではないかを確認し、疑義がある場合には会派の経理責任者等に問い合わせるとともに、会派が保管している雇用契約書等の証拠書類の提示を必要に応じて求めるなどして、政務活動費による支出の妥当性について確認を行っている。

イ 支出金額の妥当性

支出金額の妥当性については、手引の上限額、社会通念等を考慮し適切かつ総合的に判断している。

ウ 按分率の妥当性

支出金額の按分については、手引の規定に照らし適切に行われているか判断している。例えば、事務所費で按分率1分の1などの場合には、当該事務所が専ら政務活動に使用されていることを客観的に示すよう会派に対し説明を求めている。また、按分率4分の3など、手引に照らし一般的でない按分率で提出された書類についても同様に確認を行っている。

エ 収支報告書等の確認

提出された「政務活動費収支報告書」の金額が正しいかどうかを確認するため、「政務活動費領収書等貼付用紙」等「支出の事実を証する書類の写し」の政務活動費支出額を支出項目ごとに集計し、支出総額の確認等を行っている。

(6) 包括的な委託の確認

包括的な委託は、毎年度4月1日付けで会派代表者から所属議員に対して「政務活動依頼書」を送付することにより行っており（1人会派を除く。）、議会事務局では、その内容が手引に照らし適切か、それが所属議員全員分あるかどうか、といった確認を行っている。また、年度途中に所属議員が増となった場合には同様に会派から議員に対し送付されるので、同様の確認を行っている。

(7) 問合せ等に対する対応

会派から随時、「政務活動費の対象経費の範囲に適合しているかどうか」等の問合せがあるが、その都度、手引等の規定に基づき対応している。

(8) 透明性の確保

各会派から提出された収支報告書等を閲覧に供するとともに、収支報告書については、議会ホームページにおいて公開している。

また、平成28年度分の政務活動費より、会派から政務活動実施成果報告書の提

出を受けており、当該報告書についても議会ホームページにおいて公開している。

3 会派における事務処理等

(1) 政務活動費の使途に係る所属議員への指導

1人会派以外の会派では、年度初めの会派会議等において、代表者及び経理責任者が全所属議員に対し、条例、手引により、条例第2条に規定する政務活動費の経費の範囲や、政務活動と後援会活動等の政務活動以外の活動が混在する場合の按分割合、さらには、政務活動費の支出にあたっての人件費、事務所費、会費といった経費ごとの留意すべき点等を説明している。

また、所属議員から会派に対し政務活動費への充当の可否や按分割合などの事項の問合せがあった場合、経理責任者は随時、電話や対面により相談に応じている。

さらに、所属議員から収支報告等の提出を受けた際には、経理責任者が政務活動費に充当できる活動内容であるか、按分割合や充当金額について領収書、活動記録簿及び各種契約書等により確認し、必要な場合は、当該議員に説明を求めている。

(2) 政務活動費の使途に疑義が生じた場合の対処法

所属議員が実際の政務活動を行っていくうえで、政務活動費への充当の可否や按分割合などについて不明な点がある場合、1人会派以外の会派では、所属議員が経理責任者に相談し、必要に応じて会派代表者との協議を経て対処する。

そのうえでなお判断に迷う場合は、議会事務局に問い合わせることにより、会派として判断をしている。

また、1人会派について同様の案件がある場合、議会事務局に問い合わせることにより判断している。

(3) 会派から所属議員への政務活動の包括的委託状況

政務活動費は、条例の規定に基づき会派に交付されることとなっているため、1人会派以外の会派では、各所属議員に対し、年度当初に、手引に基づく様式により政務活動の包括的委託を行っており、所属議員が個々に政務活動費を充当することを認めている。

(4) 茨城県議会政務活動費調査等審査会

平成29年度交付分の政務活動費については、2回にわたり茨城県議会政務活動費調査等審査会が開催されており、うち1回において、参加を希望した会派では同審査会との意見交換を行い、政務活動費に係る疑問等について指導・助言を受けている。

4 請求人が摘示した支出に係る事務手続

請求人が、本件請求の中で違法、不当な支出として摘示した案件について、議会事務局への聴き取り、領収書類等の確認を行うとともに、必要に応じて関係会派に対し説明資料及び支出証拠書等の提示を求め、調査したところ、事務手続は条例、規程及び手引に則りなされていた。

5 請求内容の相違

措置請求書と収支報告書等を照合確認した結果、請求人の主張する政務活動費への充当額、返還請求額及びその他の項目に関係すると思料される相違が表1のとおり認められた。

6 交通費等の返還

交通費（ガソリン代等）、視察・研修費の一部に関し、表2のとおり按分率等の錯誤を理由に返還の申出があり、議会事務局が返還手続を行ったことについて、関係書類により以下のとおり収納済であることを確認した。

返還申出日	①平成31年4月16日，令和元年5月10日 ②平成31年4月25日
返還の内容	①日本共産党茨城県議会議員団 【交通費】 ガソリン代等 (2件) 426円 ②茨城県議会公明党議員会 【交通費】 ガソリン代等 (18件) 21,924円 高速・有料道路料金 (12件) 14,815円 電車料金 (2件) 1,872円 駐車料金 (2件) 800円 ----- 交通費計 (34件) 39,411円 【視察・研修費】 宿泊費 (1件) 8,800円 電車料金 (1件) 2,070円 ----- 視察研修費計 (2件) 10,870円 合計 (38件) 50,707円

返還の理由	収支報告書等の記載に錯誤があった。
調定決議票起票日	①平成 31 年 4 月 18 日，令和元年 5 月 13 日 ②平成 31 年 4 月 26 日
返還金収納日	①平成 31 年 4 月 22 日，令和元年 5 月 13 日 ②令和元年 5 月 10 日

(表1)

本件請求と収支報告書等の相違内容

別表 番号	会派 (略称)	議員名	項目 (費目)	番号等	相違項目等	請求書記載内容	収支報告書(領収書等) 記載内容	備 考
3	公明	井出義弘	交通費 A ガソリン代等	1. 井出 24	行先	県議会, 日立市内	県議会	収支報告書等には「日立市内」の記載なし。
3	公明	井出義弘	交通費 F タクシー代	1. 井出 25	高速料金他 明細	2017/1/10支払	2018/1/10支払	
3	公明	井出義弘	交通費 A ガソリン代等	1. 井出 37	活動内容・ 目的	県北地区の地方議員 との意見交換	朝の県議会報告 (JR大 みか駅で原子力安全協 定の見直しに向けての 動向など) 県北地区の地方議員と の意見交換	収支報告書等には「朝の県議会報 告」の記載あり
3	公明	高崎進	交通費 c 駐車料	2. 高崎 28	高速料金他 明細	駐車場入場時刻 12:17:22	日時 17/05/11 12:17:22	収支報告書等によれば時刻は駐車場 領収証発行時刻
3	公明	高崎進	交通費 A ガソリン代等	2. 高崎 36	行先	水戸市内	城里町, 水戸市内	収支報告書等には「城里町」の記載 あり。
3	公明	高崎進	交通費 A ガソリン代等	2. 高崎 37	行先	城里町, 水戸市内	水戸市内	収支報告書等には「城里町」の記載 なし。
3	公明	高崎進	交通費 c 駐車料	2. 高崎 40	高速料金他 明細	駐車場入場時刻 10:35:48	日時 17/05/29 10:35:48	収支報告書等によれば時刻は駐車場 領収証発行時刻

別表 番号	会派 (略称)	議員名	項目 (費目)	番号等	相違項目等	請求書記載内容	収支報告書(領収書等) 記載内容	備 考
3	公明	高崎進	交通費 c 駐車料	2. 高崎 50	高速料金他 明細	駐車場入場時刻 14:07:41	日時 17/06/20 14:07:41	収支報告書等によれば時刻は駐車場 領収証発行時刻
3	公明	高崎進	交通費 A ガソリン代等	2. 高崎 52	行先	水戸市内, 大洗町	水戸市内, 茨城町	収支報告書等によれば 「大洗町」→「茨城町」
3	公明	高崎進	交通費 c 駐車料	2. 高崎 91	高速料金他 明細	駐車場入場時刻 11:05:20	日時 17/09/24 11:05:20	収支報告書等によれば時刻は駐車場 領収証発行時刻
3	公明	高崎進	交通費 c 駐車料	2. 高崎 107	高速料金他 明細	駐車場入場時刻 15:30:57	日時 17/09/24 15:30:57	収支報告書等によれば時刻は駐車場 領収証発行時刻
3	公明	高崎進	交通費 c 駐車料	2. 高崎 110	高速料金他 明細	駐車場入場時刻 10:21:45	日時 17/11/19 10:21:45	収支報告書等によれば時刻は駐車場 領収証発行時刻
3	公明	高崎進	交通費 A ガソリン代等	2. 高崎 156	行先	水戸市内, 茨城町, ひたちなか市	水戸市内, ひたちなか 市	収支報告書等には「茨城町」の記載 なし。
3	公明	高崎進	交通費 A ガソリン代等	2. 高崎 176	行先	城里町, 水戸市内	城里町	収支報告書等には「水戸市内」の記 載なし。
3	公明	八島功男	交通費 A ガソリン代等	3. 八島 24	行先	桜川氏萩原宅, 水戸 市伊藤宅, 鹿嶋市山 口宅	桜川市萩原宅, 水戸市 伊藤宅, 鹿嶋市山口宅	

別表 番号	会派 (略称)	議員名	項目 (費目)	番号等	相違項目等	請求書記載内容	収支報告書(領収書等) 記載内容	備 考
3	公明	八島功男	交通費 A ガソリン代等	3. 八島 42	曜日	木	水	
3	公明	田村佳子	交通費 A ガソリン代等	4. 田村 1	充当金額	(空欄)	4,032	(返還請求対象外)
5	自民	会派	視察・研修費	1. 会派政調 会 1	費用名称等	18:08発	時刻 18時08分	収支報告書等によれば時刻は駐車場 領収証発行時刻
5	自民	飯塚秋男	視察・研修費	2. 飯塚 1	費用名称等	参加費	研修会受講代	
6	自民県 政クラ ブ	川口政弥	交通費	3. 川口 1	費用名称等	駐車料金(10:39~17:33)	10:26~19:15	
6	自民県 政クラ ブ	川口政弥	交通費	3. 川口 1	費用名称等	駐車料金(9:40~14:49)	9:38~18:57	
8	公明	井出義弘	視察・研修費 (土産代)	1. 井出 1	費用名称等	土産代(1728× 21=3456渦セット)	土産代(1728×2=3456 渦セット)	収支報告書等によれば個数は 21→2
8	公明	井出義弘	視察・研修費	1. 井出 2	支払先	メディアブレーン日立	メディアブレーン	

別表 番号	会派 (略称)	議員名	項目 (費目)	番号等	相違項目等	請求書記載内容	収支報告書(領収書等) 記載内容	備 考
8	公明	井出義弘	視察・研修費	1. 井出 2	支払日	6/10	6/23	
8	公明	井出義弘	視察・研修費	1. 井出 2	支払先	イバラキケンチョウカクシャ	シヤ) イバラキケンチョウカク	
8	公明	井出義弘	交通費	1. 井出 3	支払先	(空欄)	ネクスコ東日本(ニコスカード)	
8	公明	井出義弘	視察・研修費	1. 井出 4	支払日	7/19	9/11	収支報告書等によれば7/19は利用日
8	公明	井出義弘	視察・研修費	1. 井出 4	支払日	7/19	9/11	収支報告書等によれば7/19は利用日
8	公明	井出義弘	視察・研修費	1. 井出 4	支払日	7/19	9/11	収支報告書等によれば7/19は利用日
8	公明	井出義弘	視察・研修費	1. 井出 4	支払日	7/20	9/11	収支報告書によれば7/20は利用日
8	公明	井出義弘	視察・研修費	1. 井出 4	支払日	7/19	9/11	収支報告書等によれば7/19は利用日

別表 番号	会派 (略称)	議員名	項目 (費目)	番号等	相違項目等	請求書記載内容	収支報告書(領収書等) 記載内容	備 考
8	公明	井出義弘	視察・研修費	1. 井出 5	活動目的・内容等	目的は番号5と同じ	目的は番号4と同じ	
8	公明	井出義弘	交通費	1. 井出 5	支払先	(空欄)	ネクスコ東日本 (ニコスカード)	
8	公明	井出義弘	交通費	1. 井出 5	費用名称等	ガソリン代(264km)	ガソリン代(279km)	収支報告書等によれば9/17分の距離は279km。
8	公明	井出義弘	交通費	1. 井出 6	支払日	11/4	12/27	収支報告書等によれば11/4は利用日
8	公明	高崎進	視察・研修費	2. 高崎, 八島の合同視察 2	項目	視察・研修費	交通費	
8	公明	高崎進	視察・研修費	2. 高崎, 八島の合同視察 2	項目	視察・研修費	交通費	
8	公明	高崎進	視察・研修費	2. 高崎, 八島の合同視察 2	項目	視察・研修費	交通費	
8	公明	高崎進	視察・研修費	2. 高崎, 八島の合同視察 2	項目	視察・研修費	交通費	
9	自民	原子力・新エネルギー対策議員連盟	グループ活動費	3. 原子力・新エネルギー対策議員連盟 3	費用名称等	赤塚駅→東京駅	水戸駅→東京駅	

別表 番号	会派 (略称)	議員名	項目 (費目)	番号等	相違項目等	請求書記載内容	収支報告書(領収書等) 記載内容	備 考
9	自民	原子力・新エネルギー対策議員 連盟	グループ活動費	3. 原子力・新 エネルギー対 策議員連盟 11	支払先	首都圏新鉄道	首都圏新都市鉄道	
9	自民	原子力・新エネルギー対策議員 連盟	グループ活動費	3. 原子力・新 エネルギー対 策議員連盟 12	支払先	首都圏新鉄道	首都圏新都市鉄道	

(表2)

【返還された政務調査費】

(円)

議員名	活動内容	経費	費用名	当初 按分率	修正後 按分率	充当額	返還額	備考	
○共産党（交通費）									
1	山中たい子	H29.9.27担当課ヒアリング	交通費	ガソリン代等 高速料金	1/1	—	2,736 2,570	336 0	H31.4.22 返還
2	上野高志	H29.4.14県議会団活動打合せに係るガソリン代等及び 高速道料金	交通費	ガソリン代等 高速料金	1/1	—	3,768 4,030	0 90	R1.5.13 返還
共産党 計							13,104	426	
○公明党（交通費）									
1	井手義弘	H29.5.9JR大甕駅で県議会報告(動物愛護の推進に ついて)、動物愛護の推進について意見交換(阿見 町,河内町),県庁で地域猫活動のチラシ配布につ いて所管課と打ち合わせ	交通費	ガソリン代等 高速料金	1/1	1/2	5,880 4,600	2,940 2,300	R1.5.10 返還
2	井手義弘	H29.5.12健康セミナーに関して県庁所管課と交換,公 明党政調会(6月県議会一般質問について)	交通費	ガソリン代等 高速料金	1/1	—	1,968 1,050	0 1,050	R1.5.10 返還
3	井手義弘	H29.7.26住民相談(空き家対策について)・県内外の 大学との就職連携協定について担当課から報告を 受ける。小美玉市内で県議会報告(茨城空港のさら なる利用促進について,騒音対策について)	交通費	ガソリン代等 高速料金	1/1	1/2	3,648 2,700	1,824 1,350	R1.5.10 返還
4	井手義弘	<請求者による>H29.10.3井手県議のブログに より県議会本会議(施政方針・議案提案)と推 察	交通費	高速料金	1/1	—	1,560	1,560	R1.5.10 返還
5	井手義弘	<請求者による>H29.10.4ガソリン代請求ない ため,活動内容不明(行き先は井手県議ブログ より,つくば市,結城市と推測)	交通費	高速料金	1/1	—	3,600	3,600	R1.5.10 返還
6	井手義弘	H29.5.15公開講座県議会報告(拓殖大学大学 院)	交通費	電車料金	1/1	1/2	3,055	1,528	R1.5.10 返還
7	井手義弘	H29.5.16国会議員との意見交換,新宿区の地域猫 活動について現地調査,NPOねこだすけ代表と地域 猫活動	交通費	電車料金	1/1	1/2	687	344	R1.5.10 返還
8	井手義弘	H29.7.16健康セミナー「茨城県から胃がんをなくす ために～胃がんは予防できる」を開催	交通費	ガソリン代等 高速料金	1/1	1/2	2,016 550	1,008 275	R1.5.10 返還
9	高崎進	H30.2.28県政に関する意見交換	交通費	ガソリン代等	1/1	1/2	1,848	924	R1.5.10 返還
10	八島功男	H29.8.12 市政と県政懇談会	交通費	ガソリン代等	1/1	1/2	5,040	2,520	R1.5.10 返還
11	八島功男	H29.9.16関東各県の政策レビュー会	交通費	駐車料金	1/1	—	500	500	R1.5.10 返還
12	八島功男	H29.11.29県政報告(子育て支援の充実,介護保険 の負担軽減などについて)	交通費	ガソリン代等 高速料金	1/1	1/2	1,680 1,500	840 750	R1.5.10 返還
13	八島功男	H29.12.20県政報告(県西地区の道路整備,子育 て支援の充実について)	交通費	ガソリン代等	1/1	1/2	1,848	924	R1.5.10 返還
14	八島功男	H30.1.4土浦駅前新年街頭報告会	交通費	駐車料金	1/1	—	300	300	R1.5.10 返還
15	田村けい子	H29.4.26県民を対象にした小単位の県政報告	交通費	ガソリン代等	1/1	1/2	1,632	816	R1.5.10 返還

	議員名	活動内容	経費	費用名	当初 按分率	修正後 按分率	充当額	返還額	備考
16	田村けい子	H29. 4. 27県民を対象とした小単位の県政報告	交通費	ガソリン代等	1/1	1/2	1,008	504	R1. 5. 10 返還
17	田村けい子	H29. 7. 5県政報告会	交通費	ガソリン代等	1/1	1/2	792	396	R1. 5. 10 返還
18	田村けい子	H29.7.16ピロリ菌に関するセミナーを開催、がん対策の強化について情報交換	交通費	ガソリン代等 高速料金	1/1	1/2	3,000 1,600	1,500 800	R1. 5. 10 返還
19	田村けい子	H29. 7. 26つくば市内で県民を対象にした県政報告会	交通費	ガソリン代等	1/1	1/2	1,104	552	R1. 5. 10 返還
20	田村けい子	H29.8.20政務調査会	交通費	ガソリン代等 高速料金	1/1	—	1,500 770	1,500 770	R1. 5. 10 返還
21	田村けい子	H29. 9. 25県政報告会	交通費	ガソリン代等	1/1	1/2	960	480	R1. 5. 10 返還
22	田村けい子	H29. 9. 27県政報告会	交通費	ガソリン代等	1/1	1/2	1,944	972	R1. 5. 10 返還
23	田村けい子	H29.11.13市町村議員との意見交換	交通費	ガソリン代等 高速料金	1/1	—	1,512 1,180	0 40	R1. 5. 10 返還
24	田村けい子	H30.1.11県庁にて国保に関するヒアリング、JA主催新春の集いに参加農業に関する情報収集並びに意見交換、牛久市内で女性議員と情報交換	交通費	ガソリン代等 高速料金	1/1	1/2	3,792 2,280	1,896 1,140	R1. 5. 10 返還
25	田村けい子	H30. 1. 31つくばみらい市で県民を対象に県政報告会を開催	交通費	ガソリン代等	1/1	1/2	1,656	828	R1. 5. 10 返還
26	田村けい子	H30.2.15自殺対策推進講演会を開催、県の自殺対策の現状を学び、地域自殺対策計画の策定に向けた意識醸成	交通費	ガソリン代等 高速料金	1/1	1/2	3,000 2,360	1,500 1,180	R1. 5. 10 返還
		交通費 計					74,120	39,411	
○公明党（視察・研修費）									
1	井手義弘	H29. 5. 15公開講座県議会報告（拓殖大学大学院）	視察・研修費	宿泊費	1/1	—	8,800	8,800	R1. 5. 10 返還
2	井手義弘	H29.5.16国会議員との意見交換、新宿区の地域猫活動について現地調査、NPOねこだすけ代表と地域猫活動	視察・研修費	電車料金	1/1	1/2	4,140	2,070	R1. 5. 10 返還
		視察・研修費 計					12,940	10,870	
		公明党 計					87,060	50,281	
		総計					100,164	50,707	

第6 判断

監査対象機関からの説明聴取及び関係書類等の調査並びに会派への関係人調査の結果を確認した事実に基づき、次のとおり判断する。

1 判断に当たっての基本的考え方

監査委員は、次のような視点に立って監査を行い、請求人から政務活動費の違法又は不当な支出として指摘された事項について判断する。

なお、以下において引用する裁判例は、ほとんどが政務調査費に関するものであるが、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るという法第100条第14項の趣旨からすれば、基本的な考え方は、政務活動費も同様であると解され、政務調査費に関する判例の趣旨は政務活動費にもあてはめることができるものとする。

(1) 議会の責任及び自主性の尊重

法第100条第14項及び第15項、さらに法の定めを受けて制定された条例第10条及び第11条の規定において収支報告書等の提出を求める権限やそれらを調査する権限は議長が有することとされていることから、政務活動費制度は、議会の自主性、自律性を尊重する制度であると解され、政務活動に要する経費の解釈やその適用の可否については、第一義的には、議会の責任において判断すべきものである。

平成21年12月17日最高裁判決においても、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派（中略）との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある。」とされ、「政務調査費条例（注：東京都品川区）は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」と判示している。

さらに、平成28年2月10日福井地裁判決においても、政務活動費について「議員等による政務活動費の使用の適正性の確保については、第一次的には議員及び議会がその自律的判断について政治的責任を負うにとどまり、その自律的判断に裁量の逸脱又は濫用があると認められない限り、違法の問題は生じないというべきであ

る。」と判示している。

以上のことから、自主性、自律性の尊重により政務活動の自由は保護されるべきである。

なお、政務活動費制度の運用に当たっては、条例第 10 条では、収支報告書等の提出に際し、併せて領収書等の提出をしなければならないとされているところであり、法第 100 条第 16 項及び条例第 11 条の規定に基づく政務活動費の使途の透明性の確保についても留意する必要がある。

(2) 会派の裁量

多岐にわたる個々の議員の調査研究等の活動を会派の政務活動として認めるか否か、調査研究活動の範囲や政務活動費の対象経費の範囲に該当するかどうかの判断に当たっては、会派に裁量の権限が付与されており、会派自らの責任において、その適合性について判断されるものとする。

平成 21 年 7 月 7 日最高裁判決においても、政務調査費について「「会派が行う」調査研究活動には、会派がその名において自ら行うもののほか、会派の所属議員等にこれをゆだね、又は所属議員による調査研究活動を会派のためのものとして承認する方法によって行うものも含まれると解すべきである。」と判示している。加えて、平成 19 年 2 月 9 日札幌高裁判決でも、政務調査費について「会派の活動は、様々な政治課題や市民生活に係わり、会派の構成員が、議会の議員であり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の函館市政との関連性、その目的、日程、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」と判示している。

さらに、平成 24 年の法改正により、政務調査費から政務活動費に改正され、その交付目的が「議員の調査研究に資するため必要な経費」の支出から「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」の支出と改められていることから、政務活動費の対象経費の範囲は、政務調査費に比し、会派のより広範な裁量のもとに判断されるべきものと解される。本県条例においても、第 2 条において政務活動費を充てることができる経費の範囲を「調査研究、研修、広報広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費」と定めており、活動範囲を広く捉えている。

(3) 支出の制限

一方、政務活動費の財源が公金である以上、政務活動費の充当に係る会派の判断が、無制約に許容されるわけではなく、政務活動費の範囲に該当する支出であった

かどうかの事後的な検証を行うに当たり、当該支出について議会事務局又は各会派から合理的説明が得られず、政務活動との関連性又は支出の合理性を明らかに欠くと認められる場合には、妥当性を欠くものとする。

平成 25 年 1 月 25 日最高裁判決では、政務調査費について「使途基準が調査研究費の内容として定める「(中略)経費」とは、(中略)議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、これに該当しないものというべきである。」と判示している。

(4) 対象経費の判断

本県の条例においては、政務活動費を充てることができる経費の範囲として、会派又は議員が実施する調査研究、研修、広報広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費とされており、また、交付対象は議会の会派とされているが、各会派においては会派から所属議員に対し包括的な委託を行い、会派の政務活動を所属する議員に委ねている。

したがって、個々の議員の調査研究活動によるものも含め、本件請求に係る各会派の支出内容が政務活動費の対象経費の範囲に該当するかどうかの判断に当たっては、会派の自主性、自律性を尊重した上で、政務活動費の対象経費の範囲に該当するか否かを確認することとした。

(5) 具体的な判断の基準

平成 21 年 9 月 29 日東京高裁判決（平成 20 年 11 月 28 日東京地裁判決を引用）では、政務調査費について「本件各支出が区政に関する調査研究に資するために必要な経費以外の経費に係る支出であるか否かは、本件各支出が本件使途基準及び本件申合せ事項に反するか否かを基準に判断するのが相当である。」と判示している。

こうしたことから、政務活動費の対象経費の範囲に該当するか否かの確認に当たっては、証拠書類並びに議会事務局及び各会派の説明を政務活動費の適正な執行を図るための指針として議会が自主的に策定した手引に照らし合わせることにより行うこととし、明らかに手引に反しているもの又は政務活動との関連性若しくは支出の合理性を欠いていると認められるものを違法・不当とすることとした。

手引を、基本的な基準とする理由として、その作成において、会派で構成する政務活動費検討会による検討を経て全会派共通の申合せ事項としてまとめたものであり、条例及び規程と一体となって一定の規範性を有するものと判断したものである。

2 判断の理由

請求人が違法又は不当と主張する各会派の経費に対して、議会事務局保管の収支報告書等及び同局の説明並びに関係人調査（法第 199 条第 8 項に基づき、関係する会派に対し証拠資料等の提示を求めたもの。以下同じ。）により各会派から提示された関係書類及び各会派の説明（議会事務局を通じた説明を含む。）に基づき、その内容を調査したところ、いずれも違法、不当な支出でないことを確認した。

以下、請求人が政務活動費の違法又は不当な支出としている経費毎に判断の理由を述べることとする。

(1) 交通費（ガソリン代・高速道路料金等）

ア 海野透議員

請求人は、平成 29 年 6 月 11 日の日本の伝統文化振興意見交換について、単なる聴吟ではないかとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該活動は日本の伝統文化の継承と発展を続ける対策についての意見交換であり、政務活動として行ったものであるが、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を 2 分の 1 として手引の規定に基づき按分していた。したがって、請求人の主張は理由がない。

イ 葉梨衛議員

請求人は、平成 30 年 3 月 25 日の地区総会における施設の改修工事申請等についての意見交換について、阿見町の施設等改修工事に対する補助金の関係であり、県政と無関係との理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該意見交換は、集落センター改修や道の駅整備における県道や公共交通の整備、道路の拡張等の社会基盤整備についてのものであり、政務活動として行ったものであるが、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を 2 分の 1 として手引の規定に基づき按分していた。したがって、請求人の主張は理由がない。

ウ 田山東湖議員

(ア) 平成 29 年 7 月 16, 30 日

請求人は、大洗都市公園他で行われた観光入客実態調査、観光 P R 活動調査について、調査はどのような方法と規模で行われたのか、実効があったのか疑問である、県政がかかわれるのか疑問であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、大洗都市公園内の巡回や駐車場入込台数の調査を行ったものであり、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(イ) 平成 29 年 7 月 29 日

請求人は、大洗マリンタワーで行われた花火大会における観光入客実態調査について、どのような方法で調査したのか、また、観光PR・町の活性化に係る意見交換について、雑踏の中で意見交換ができたとは思えない、県政がかかわれるのか疑問であるとして、以上の理由により全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、観光県のリーダーとしての大洗町の接客・案内等を調査したものであり、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。なお、請求人の雑踏の中で意見交換ができたとは思えないとの主張は、単に請求人個人の見解を述べたに留まるものであり失当である。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ウ) 平成 30 年 3 月 18 日

請求人は、大洗マリンタワー前広場で行われた「海楽フェスタ」における観光入客実態調査について、どのような方法で調査したのか、県議会議員の仕事ではないとし、また、観光振興に係る意見交換について、意見交換の相手方が不明であり、効果があったのか疑問である、平成 29 年 3 月 19 日も同じことを行っているとして、以上の理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、地域団体、地域住民及び有志の方々が参加する大洗春まつり「海楽フェスタ」において、代表的観光地の春まつりの成果・手法を学びアニメファンの意見等を聴取するなどしており、政務活動として行ったものであるが、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1として手引の規定に基づき按分していた。したがって、請求人の主張は理由がない。

エ 白田信夫議員

(ア) 平成 29 年 6 月 11 日， 7 月 2 日

請求人は、桜川市真壁運動場で行われたソフトボール大会におけるスポーツ振興についての視察調査及び少年野球大会における青少年育成についての視察調査について、大会の場でまともな意見交換ができるはずがない、4月1日のソフトボール大会におけるシニア世代の生きがい視察調査については、案分率を2分の1としているとの理由により、半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。なお、請求人の大会の場でまともな意見交換ができるはずがないとの主張は、単に請求人個人の見解を述べたに留まるものであり失当である。また、4月1日のソフトボール大会におけるシニア世代の生きがい視察調査における案分率を2分の1としていることが、今回の案分率を2分の1とすべき

理由にはならない。したがって、請求人の主張は理由がない。

(イ) 平成 29 年 10 月 28 日

請求人は、土浦市霞ヶ浦総合公園で行われた「茨城をたべよう収穫祭」における青少年育成についての視察調査について、視察テーマと視察先のアンマッチとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、「茨城をたべよう収穫祭」において、県内の農業高校の生徒が、自ら育てたり加工したりしたものを販売実習している状況を視察しているものであり、政務活動として行ったものであるが、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1として手引の規定に基づき按分していた。したがって、請求人の主張は理由がない。

オ 小川一成議員

(ア) 平成 29 年 9 月 1 日

請求人は、県庁議会棟で行われた調査特別委員会に係る打ち合わせについて、公務旅行で費用弁償が適用されるはずとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局に確認したところ、当日は、調査特別委員会は開催されておらず、よって費用弁償はされていなかった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(イ) 平成 29 年 10 月 24 日

請求人は、守谷市戦没者追悼式にて住民と意見交換について、何の意見交換か、県政で対処しうるのか不明との理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、守谷市戦没者追悼式に参列された行政関係者、戦没者遺族、住民と平和及び県・市の発展について意見交換を行ったものであり、政務活動として行ったものであるが、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1として手引の規定に基づき按分していた。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ウ) 平成 30 年 1 月 18 日

請求人は、常総市水海道駅前広場で行われた団体PRについての県民との意見交換について、団体PRとは何か、意味不明との理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該意見交換は、国体・障がい者スポーツ大会のPRに関して行ったものであり、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1として手引の規定に基づき按分していた。したがって、請求人の主張は理由がない。

カ 福地源一郎議員

請求人は、平成30年3月26日のいわき市勿来のマルト本社で行われた茨城県内スーパー市場調査について、一社調査で市場状況が把握できるのか、県政で総処理するのかとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、スーパーマーケットのマルトだけではなく、イトーヨーカドーやサンヨーからも聴取をしていた。また、調査の結果を受け、県だけでなく地元の市にも要望を行っていた。したがって、請求人の主張は理由がない。

キ 鈴木亮寛議員

請求人は、平成29年12月5日の茨城県遺族会関係者との式典終了後の意見交換会について、何の意見交換か、県政で対処しうるのかとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、戦没者遺族等にかかる援護事業等のほか平和な国・県づくり等についての意見交換であり、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1として手引の規定に基づき按分していた。したがって、請求人の主張は理由がない。

ク 石塚仁太郎議員

請求人は、平成29年11月17日の坂東市戦没者追悼式における遺族の方との意見交換及び平成30年1月12日の坂東市遺族会の皆さんとの意見交換について、何の意見交換か不明であり、県政で対処しうるのか等の理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、遺族会と県の連携や県からの助成のほか、遺族会員の減少や高齢化の問題等についての意見交換であり、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1として手引の規定に基づき按分していた。したがって、請求人の主張は理由がない。

ケ 鈴木将議員

(ア) 平成29年6月10日

請求人は、茨城県防衛協会関係者と国家安全保障についての意見交換について、県政とのかかわりがなく、当該協会は全くの私的団体であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、県・市町村による自衛官及び自衛官候補生募集事務の現状や県民の防衛意識高揚の必要性等について意見交換を行っており、当該経費については、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1として手引の規定に基づき按分していた。したがって、請求人の主張は理由がない。

(イ) 平成30年1月10日

請求人は、県測量設計、土地家屋調査士、地質調査業協会との意見交換について、県政とのかかわりがなく、何の意見交換か不明である、このような職種の人と特に意見交換をする必要があるのか、といった理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、地籍図のまちづくりや公共事業の迅速化、災害時の復旧へ与える効果等についての意見交換を行っており、当該経費については、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1として手引の規定に基づき按分していた。したがって、請求人の主張は理由がない。

コ 星田弘司議員

(ア) 平成29年5月8日

請求人は、小泉進次郎代議士と茨城県の魅力度向上策などについての意見交換について、茨城県に関し造詣が深いとも思えない議員に何を求めたのか、意見交換の意味なしとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、県外から見た茨城県についての意見交換を行ったものであり、政務活動である。当該経費については、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1として手引の規定に基づき按分していた。なお、請求人の意見交換の意味なしとの主張は、単に請求人個人の見解を述べたに留まるものであり失当である。したがって、請求人の主張は理由がない。

(イ) 平成29年5月14日、7月2日、9月24日、11月19日

請求人は、パワーリフティング選手権大会等の視察及び茨城国体に向けた選手強化等についての意見交換について、平成28年5月22日にも同様の視察及び意見交換を行っていることや、結果を議員として県政に反映する努力をしたのか、県パワーリフティング協会副会長としての活動ではないかとの理由により全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、茨城国体に向けて開催状況を視察等したものであり、政務活動であった。なお、請求人が主張するような、以前に同様の視察や意見交換を行ったことをもって政務活動費への充当を否定する理由にはならない。また、当該経費については、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1として手引の規定に基づき按分していた。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ウ) 平成29年9月26日

請求人は、つくばラーメンフェスタ2017の実行委員会での、イベント中の観光振興や地域特産物のPRの取り組み等についての意見交換について、議員のブログでは、会場設営、ステージ発表、人員配置などについての協議をした

となっていて活動内容が異なっており、これは一般市民の委員としての仕事で政務活動とは言えないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料により確認したところ、開催に向けた準備に係る協議に参加のほか、茨城県の魅力の発信についての取り組み等の意見交換を行っており、当該経費については、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1として手引の規定に基づき按分していた。したがって、請求人の主張は理由がない。

(エ) 平成 29 年 10 月 1 日

請求人は、大運動会（谷田部地区体育協会、真瀬地区体育協会）の視察及び意見交換について、当日にはこの2件のほか、つくば市民ホールくさぎ及びつくば市立島名小学校で開催された他のイベントに出席しており、有効な活動はできなかったと思われるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、つくば市内の2か所の運動会の開催状況を視察し、意見交換を行ったとのことであり、各活動場所からも、これらの活動を行ったことに、特に不自然とする点はなかった。さらに、当該経費については、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1として手引の規定に基づき按分していた。したがって、請求人の主張は理由がない。

(オ) 平成 30 年 1 月 20 日

請求人は、パワーリフティング体験会の開催状況視察及び意見交換、また、つくば市商工会議所新春講演会への出席及び意見交換について、意見交換をしている時間はなかった等の理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、国体の開催や商工業の地元経済情勢及び小規模事業者支援等に関して意見交換等を行ったとのことであり、各活動場所からも、これらの活動を行ったことに、特に不自然とする点はなかった。また、当該経費については、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1として手引の規定に基づき交通費を按分していた。したがって、請求人の主張は理由がない。

(カ) 平成 30 年 1 月 20 日

請求人は、つくばユナイテッドサンガイアホームゲームの開催状況視察及び意見交換について、別の活動を行っていたため、この活動をする事ができないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に確認したところ、自家用車利用記録簿の記載に誤りがあり、正しくは、1月21日に行ったものであった。また、当該活動は、政務活動として行ったものであるが、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1として手引の規定に基づき按分していた。したがって、

請求人の主張は理由がない。

(キ) 平成 30 年 3 月 11 日

請求人は、県パワーリフティング協会第 3 回理事会に出席しての意見交換について、県政に反映できたのか、議員としての活動か疑問である、県パワーリフティング協会副会長としての活動であろうとの理由により全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、茨城国体に向けた選手強化等に関する意見交換であり、政務活動であった。また、当該経費については、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を 2 分の 1 として手引の規定に基づき按分していた。したがって、請求人の主張は理由がない。

サ 飯田智男議員

請求人は、平成 29 年 8 月 2 日に行った田園プラザ川湯の視察について、平成 28 年 10 月 6 日に会派として同じ場所を視察しており、当該議員はその時に参加していなかったが、その時に視察に参加していれば今回の費用の発生を抑えられたはずであるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該視察は平成 28 年度の会派の視察とは異なり、常総 IC 周辺開発のための先進地視察研修に参加したものであり、また、会派から提出された視察研修資料等により、当該視察が専ら政務活動であることを確認した。したがって、請求人の主張は理由がない。

シ 井手義弘議員

(ア) 平成 29 年 4 月 4 日

請求人は、土浦市内での県政報告及び広域合併の可能性についての意見交換について、桜・土浦 IC 着が 20:59 であり、それからの県政報告、意見交換はないだろうとの理由により、また、そもそも、当時、広域合併の話はなかったとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該県政報告及び意見交換は、土浦市とつくば市の合併に関して、地域住民の都合で夜遅くに行われたことを確認した。したがって、請求人の主張は理由がない。

(イ) 平成 29 年 4 月 6 日

請求人は、取手市内での県議会報告について、取手市へ行く場合、通常は谷和原 IC を利用するはずであり、往復とも谷田部 IC 経由はあり得ないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、高速道路料金及び渋滞状況を勘案し谷田部 IC を利用したとのことであった。経路については、著しく合理性を欠く等の場合を除いて、交通状況等に応じて議員の裁量により選択されるものであり、特に

不自然とする点はなかった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ウ) 平成 29 年 4 月 12 日

請求人は、富岡町夜の森地区の現地調査について、5年連続で同様な場所から桜を撮影しているとの理由により、また、十王町での県議会報告について、政党活動であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、夜の森地区の桜の継続的な調査は、原発事故の影響を永続的に調査するものであり、また、十王町での県議会報告は、党第2総支部主催の会合での報告とのことであり、いずれも専ら政務活動としての活動であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(エ) 平成 29 年 4 月 23 日

請求人は、北京京劇団の表敬訪問及び意見交換について、水戸 IC の通過時刻をもとに昼の公演には間に合わないことや、水戸～常陸太田間の往復に高速道路を利用しなかったことも疑問である、全体が信頼できないとして、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、公演は夜に行われたものであった。また、高速道路を利用するか否か、利用した場合に政務活動費の充当を行うか否かは、議員の判断であり、当該経費の充当がないことは政務活動であることを否定する理由にはならない。したがって、請求人の主張は理由がない。

(オ) 平成 29 年 4 月 25 日

請求人は、水戸市内における県議会公明党政務調査会打ち合わせについて、他の議員は行っていないとの理由により、日立市から県議会への往復のガソリン代等 1,968 円を返還請求する旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、政務活動にかかる経費であっても、政務活動費への充当を行うか否かは会派の委任を受けた各議員の判断であり、他の議員が政務活動費への充当を行っていないとしても、政務活動であることを否定する理由とはならない。したがって、請求人の主張は理由がない。

(カ) 平成 29 年 4 月 30 日

請求人は、ひたち海浜公園のネモフィラ視察について、観光であり、毎年行っている、往復とも那珂 IC 経由も疑問であり、ひたち海浜公園へ行っていないのではないか、駐車場の領収書は日付がないため、いつ、だれが利用したのかも不明と主張し、また、公明党政務調査会開催については、他県議は政務調査会の記載がないとして、以上の理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動として

の活動であった。また、周辺の駐車場や道路の状況を調査したとのことであり、議会事務局で保管している収支報告書等を確認しても、駐車場の領収書の日付も当該日となっており、特に不自然とする点はなかった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(キ) 平成 29 年 5 月 2 日

請求人は、常磐大学准教授との意見交換及び竜神大吊橋での鯉のぼりイベントの調査について、那珂 IC 経由であったことからどちらも訪問していないとみるのが妥当との理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、経路については、著しく合理性を欠く等の場合を除いて、交通状況等に応じて議員の裁量により選択されるものであり、特に不自然とする点はなかった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ク) 平成 29 年 5 月 9 日

請求人は、阿見町での意見交換については、河内町長選挙の応援とのことであるため虚偽であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費については、会派から按分率 1 分の 1 の記載は、2 分の 1 であった旨申出があり、半額が既に県に返還されている。

資料等により確認したところ、意見交換は行っているが、一部について選挙党活動も行っているため、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を 2 分の 1 としていた。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ケ) 平成 29 年 5 月 12 日

請求人は、健康セミナーに関する県庁所管課との(意見)交換、および公明党政調会について、他県議は公明党政調会の記載がないとしており、また、県議会へ行くのに日立南太田 IC を利用したことについて高速道路のルートが交通費申請理由と全く合致しないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費のうち、ガソリン代等に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。なお、政務活動にかかる経費であっても、政務活動費への充当を行うか否かは会派の委任を受けた各議員の判断であり、他の議員が政務活動費への充当を行っていなかったとしても、政務活動であることを否定する理由とはならない。したがって、請求人の主張は理由がない。

また、高速道路料金については、会派から錯誤による返還の申出があり、既に全額が県に返還されているため、請求人の主張は、その根拠を失っている。

(コ) 平成 29 年 5 月 26 日

請求人は、水戸市内での高崎議員との意見交換及び金融機関関係者との情報

交換について、実質的な活動時間を 34 分であると推計し、このような行動は不可能であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は行われており、専ら政務活動としての活動であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(サ) 平成 29 年 5 月 28, 29 日 (関連する視察・研修費を含む)

請求人は、水戸市内での公明党政調会について、高崎議員及び八島議員は政調会に出席した形跡はなく、田村議員のみ出席したとしていることから政調会の意義がわからないと主張している。また、5 月 28 日は多摩青果市場が休日であるため、宿泊の必要性は全くないとしたうえ、多摩青果市場に近い国立府中 IC から霞が関 IC まで 31.4 km もあるのに一般道を利用することはあり得ないとして多摩青果市場への訪問は虚偽としている。さらに東京事務所訪問から帰宅する場合、箱崎 IC 経由も考えられないうえ、東京都内で駐車料金が発生しないのも疑問であり、すべて虚偽として、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、青果市場の訪問が早朝であったため、前日に宿泊を行ったとのことであり、一般道の利用は渋滞を考慮してのことであった。さらに駐車場については、議員会館や東京事務所の駐車場を利用したため料金が発生しなかったとのことであった。これらについて、議会事務局で保管している収支報告書等を確認したところ、特に不自然とする点はなかった。なお、他の議員が政務活動費への充当を行っていなかったとしても、政務活動であることを否定する理由とはならない。したがって、請求人の主張は理由がない。

(シ) 平成 29 年 6 月 2 日

請求人は、議員会館及び茨城マルシェでの意見交換について、自ら算定したタクシー料金よりも高額であったことから、議員会館及び茨城マルシェに行っていないと推察し、すべて信用できないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、タクシー料金は、道路事情による影響を受けるものであるため、一概に比較はできない。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ス) 平成 29 年 6 月 7 日

請求人は、県議会での公明党政調会及び桜川市、つくば市での住民相談について、他県議は「政調会」の記載がない、住民相談は県政に関係ないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、他の議員が政務活動費への充当を行っていなかったと

しても、政務活動であることを否定する理由とはならないことは前述のとおりである。なお、請求人の、住民相談は県政に関係ないとの主張は、単に請求人個人の見解を述べたに留まるものであり失当である。したがって、請求人の主張は理由がない。

(セ) 平成 29 年 7 月 26 日

請求人は、県議会での県内外の大学との就職連携協定にかかる担当課からの報告について、高速道路の利用時間から考え、担当課から説明を受ける時間はなかったとして県議会へは行っていないと推察している。また、小美玉市内での県議会報告について、小美玉市の党員会議に出席しているとしている。以上の理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費については、会派から按分率 1 分の 1 の記載は、2 分の 1 であった旨申出があり、半額が既に県に返還されている。

資料等により確認したところ、住民相談、担当課からの報告及び県政報告は行っており政務活動であるが、一部について小美玉市議会議員との意見交換会など、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を 2 分の 1 としていた。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ソ) 平成 29 年 8 月 8 日

請求人は、県民との意見交換について、「大井川かずひこ候補の日立地区選対打ち合わせ」というブログ情報から、終日選挙対策は確実であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(タ) 平成 29 年 10 月 3, 4 日

請求人は、10 月 3 日の高速道路料金代について、ブログ情報から県議会本会議と推察し、費用弁償があるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。また、10 月 4 日の高速道路料金代について、ブログ情報からつくば市における街頭演説会及び結城市における公明党茨城本部特別講演会への出席と推察し、全額を返還請求すべき旨主張する。

これらの当該経費については、会派から錯誤による返還の申出があり、既に全額が県に返還されているため、請求人の主張は、その根拠を失っている。

(チ) 平成 29 年 10 月 5 日, 11 月 13, 15 日,

請求人は、公明党政調会等について、他の議員は収支報告書等への政調会の記載がないとしたうえで、加えて 10 月 5 日については終日選挙対応であろう、11 月 13 日については、水戸市内へ行くのになぜ那珂 IC で降りたのか疑問である、11 月 15 日については、県議会控室へ着くのは 17:45 頃と推察し、それか

ら政調会を行うのは疑問であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、11月13日分について那珂ICで降りたのは、ガソリン不足を懸念してのことであり、議会事務局で保管している収支報告書等を確認したところ、特に不自然とする点はなかった。なお、他の議員が政務活動費への充当を行っていなかったとしても、政務活動であることを否定する理由とはならないことは前述のとおりである。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ツ) 平成29年10月27日

請求人は、県議会採決態度の調整などの打合せについて、他の議員は収支報告書等への採決態度の調整の記載がない、県立青少年会館で議員総会であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費については、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1として手引の規定に基づき按分していた。なお、他の議員が政務活動費への充当を行っていなかったとしても、政務活動であることを否定する理由とはならないことは前述のとおりである。したがって、請求人の主張は理由がない。

(テ) 平成29年11月16日

請求人は、公明党政調会について、他の議員は収支報告書等への政調会の記載がないうえ、復路に高速道路を利用していなかったこと、また、国土交通大臣に対する知事と一緒の要望について、JR運賃とタクシー料金は知事と一緒なら県の負担となるはずであること、タクシー料金は請求人の算定よりも高額であったことからすべて虚偽の疑いが濃いと理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、知事とは別行動であったとのことであり、議会事務局で保管している収支報告書等を確認したところ、特に不自然とする点はなかった。なお、高速道路を利用するか否か、利用した場合に政務活動費の充当を行うか否かは、議員の判断であり、当該経費の充当がないことは政務活動であることを否定する理由にはならない。また、他の議員が政務活動費への充当を行っていなかったとしても、政務活動であることを否定する理由とはならないこと、タクシー料金は、道路事情による影響を受けるものであるため、一概に比較はできないことは前述のとおりである。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ト) 平成29年11月18日

請求人は、バスケットボールBリーグ茨城ロボッツ戦の観戦について、政務

活動に該当しない、また、土浦事務所での八島議員との意見交換について、八島議員は打ち合わせをする余裕はなかったとして、全体的に信用できないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ナ) 平成 29 年 11 月 29 日

請求人は、高萩市内での医療関係者との意見交換について、活動時間を約 20 分と算定し、意見交換は無理であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は行われており、専ら政務活動としての活動であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ニ) 平成 29 年 12 月 17 日

請求人は、日立市内での県議会報告（本宮町、みなと町）、県北芸術祭フォローアップ事業の視察（和田永ワークショップ・日立シビックセンター）について、和田永ワークショップの開催時間を 13:00～15:00 とし、これではみなと町での県議会報告が 17:15 頃の開始となり無理がある、日立中央 IC を降りたときに日立シビックセンターによらなかったのか意味不明であるとし、全体的に信用できないとの理由により、半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、和田永ワークショップは 13:00～17:00 頃まで行われていたとのことであり、議会事務局で保管している収支報告書等を確認したところ、特に不自然とする点はなかった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ヌ) 平成 29 年 12 月 27 日

請求人は、真弓トンネルの常陸太田市側を調査について、常陸太田市へ行く場合、通常は日立中央 IC を経由せず国道 6 号から国道 293 号を利用するはずである、県議会へ行くのに往復とも高速道路を利用しないのは考えられない、全体が信用できないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

経路については、著しく合理性を欠く等の場合を除いて、交通状況等に応じて議員の裁量により選択されるものであり、議会事務局で保管している収支報告書等を確認したところ、特に不自然とする点はなかった。また、高速道路を利用するか否か、利用した場合に政務活動費の充当を行うか否かは、議員の判断であり、当該経費の充当がないことは政務活動であることを否定する理由にはならないことは、前述のとおりである。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ネ) 平成 30 年 1 月 4 日

請求人は、土浦、つくば市内で行われた公明党県政報告について、毎年、恒例化している街頭宣伝であり政党活動である、那珂 IC で降り、その後、水戸 IC へ行ったことに対しどんな行動をしたのか不明であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、渋滞状況を勘案し那珂 IC を利用したとのことであった。経路については、著しく合理性を欠く等の場合を除いて、交通状況等に応じて議員の裁量により選択されるものであり、特に不自然とする点はなかった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ノ) 平成 30 年 1 月 10 日

請求人は、茨城県原子力協議会の新春交流会への出席及び意見交換、県北ジオパークの方向性についての担当課長との意見交換、県北芸術祭 2019 の準備状況の聞き取り、水戸医療圏の中核病院の整備等にかかる保健福祉部長等との意見交換について、約 2 時間でこれらを行うことは不可能であるとの理由により、半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該日において専ら政務活動としての活動が行われていた。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ハ) 平成 30 年 1 月 11 日

請求人は、茨城県食と農と水政治連盟の新春交流会に出席及び意見交換について、当該団体は政治団体であり、集会参加は政治活動であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、農業関係者や自治体関係者と農業政策についての意見交換を行っていたものであり、政務活動に該当するものであった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ヒ) 平成 30 年 2 月 7 日

請求人は、茨城県での戦略的都市鉱山リサイクルシステムの開発実用化についての現場調査について、茨城県まで高速否利用は考えられないとし、さらに高速否利用で日立市へ戻り、それから東京行きもあり得ないとして、虚偽の疑いがあるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、収支報告書等に誤りがあり、当該活動は 2 月 8 日に行われたものであった。なお、高速道路を利用するか否か、利用した場合に政務活動費の充当を行うか否かは、議員の判断であり、当該経費の充当がないことは政務活動であることを否定する理由にはならないことは前述のとおりである。したがって、請求人の主張は理由がない。

(フ) 平成 30 年 2 月 7 日

請求人は、県人会賀詞交歓会、イメージアップ大賞授与式及び国会議員との意見交換に関して、グランドアーク半蔵門～国会議員会館～東京駅議員会館のタクシー料金が、自ら算定したタクシー料金よりも過大であったことから、どこか別の場所にいったと思われ、また、国会議員会館前と思われるタクシーの降車時刻が14:35であったためイメージアップ大賞授与式に参加していないとして、全体的に信用できないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、イメージアップ大賞授与式に参加しており、また、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。なお、タクシー料金は、道路事情による影響を受けるものであるため、一概に比較はできないことは、前述のとおりである。したがって、請求人の主張は理由がない。

(へ) 平成30年2月14日

請求人は、地方自治体におけるSDGsの推進についての講演会に関し、党本部で議員総会及び衆議院第二会館で公明党SDGs推進委員会・外交部会に参加は、政党活動であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に確認したところ、党本部で議員総会は開催されていなかった。また、公明党SDGs推進委員会・外交部会については、党主催であっても、一般参加者もあり広くSDGsの普及促進に関する情報を共有する場であるとのことであり、政務活動と認められる。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ホ) 平成30年3月22日

請求人は、県議会で採決態度についての打合せについて、他の議員は収支報告書等への採決態度の調整の記載がないとの理由により、また、生活保護の延長にかかる住民相談について、政務活動ではないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、他の議員が政務活動費への充当を行っていなかったとしても、政務活動であることを否定する理由とはならないことは前述のとおりである。したがって、請求人の主張は理由がない。

(マ) 平成30年3月27日

請求人は、県北地区の地方議員との意見交換について、当日は議員総会が行われており、地方議員等の意見交換は議員総会の場であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、県北芸術祭の今後の方向性等の意見交換が行われている一方、党主催の会合に参加しており、当該経費については、政務活

動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1として手引の規定に基づき按分していた。したがって、請求人の主張は理由がない。

ス 高崎進議員

(ア) 平成29年4月1, 3, 5, 6, 7, 9, 11, 12, 13, 14, 16, 17, 19, 21, 23, 25, 26, 27, 29, 30日, 5月2, 6, 7, 8, 11, 12, 13, 14, 16, 19, 20, 21, 23, 25, 26, 27, 29, 31日, 6月1, 2, 3, 5, 7, 10, 11, 16, 20, 22, 24, 26, 29日, 7月1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 11, 12, 14, 15, 23, 26, 27, 28, 29日, 8月3, 4, 9, 28, 29, 30, 31日, 9月2, 3, 4, 5, 9, 10, 12, 13, 17, 18, 21, 24, 25, 26日, 10月1, 4, 5, 21, 26, 27, 29, 31日, 11月1, 3, 5, 9, 10, 12, 15, 19, 21, 23, 24, 25, 26, 30日, 12月2, 3, 5, 9, 10, 16, 17, 23, 24, 28日, 平成30年1月6, 8, 9, 10, 11, 12, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 21, 24, 25, 26, 27, 29, 30, 31日, 2月1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 12, 13, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 23, 25, 26日, 3月1, 3, 4, 10, 11, 24, 25, 26, 29, 30, 31日

請求人は、これらの県政に関する意見交換、住民相談活動、現地調査等について、抽象的で具体性に欠けるので信用できないとの理由により、半額を返還請求すべき旨主張する。加えて4月5日分については、八島議員の管轄エリアであるため高崎議員の出る幕ではないとしており、7月12日及び9月17日分については、高速否利用も疑問であるとしている。

資料等により確認したところ、これらの経費に係る活動は、専ら政務活動として行われたものであった。また、八島議員の管轄エリアであるため高崎議員の出る幕ではないとの主張は、単に請求人個人の思い込みによる見解を述べたに留まるものであり、失当である。さらに、高速否利用も疑問としているが、前述したとおり、高速道路を利用するか否か、利用した場合に政務活動費の充当を行うか否かは、議員の判断であり、当該経費の充当がないことは政務活動であることを否定する理由にはならない。したがって、請求人の主張は理由がない。

(イ) 平成29年4月2日

請求人は、前年度に道の駅の視察を常陸大宮市で6回、常陸太田市で3回実施しているが、道の駅視察は市町村の管轄であり、必要性は全くないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、道の駅等の視察を何か所していようとも、議員の判断によるものであり、政務活動費への充当を否定する理由にはならない。したが

って、請求人の主張は理由がない。

(ウ) 平成 29 年 4 月 8 日

請求人は、土浦市バイパス調査について、県本部議員総会（県民文化センター）があるため土浦市の訪問はあり得ない、高速否利用も疑問の裏付けである、八島議員は収支報告書等への記載がないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。なお、県本部議員総会（県民文化センター）があるため土浦市の訪問はあり得ないとの主張は、単に請求人個人の思い込みによる見解を述べたに留まるものであり、失当である。また、高速道路を利用するか否か、利用した場合に政務活動費の充当を行うか否かは、議員の判断であり、当該経費の充当がないことは政務活動であることを否定する理由にはならないこと、他の議員が政務活動費への充当を行っていなかったとしても、政務活動であることを否定する理由とはならないことは前述のとおりである。したがって、請求人の主張は理由がない。

(エ) 平成 29 年 4 月 18 日

請求人は、群馬結婚応援パスポート事業視察について、ネット情報で十分であり視察する必要はないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。なお、ネット情報で十分であり視察する必要はないとの主張は、単に請求人個人の思い込みによる見解を述べたに留まるものであり、失当である。したがって、請求人の主張は理由がない。

(オ) 平成 29 年 6 月 27 日

請求人は、県政に関する意見交換及び住民相談活動について、駐車時間の 17 分よりも短い時間で意見交換等ができるはずがない、内容も不明であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は行われており、専ら政務活動としての活動であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(カ) 平成 29 年 7 月 16 日

請求人は、県政に関する意見交換及び健康セミナーについて、県本部主催の夏季議員研修へ午前中に参加していることは間違いもないとの理由により、半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、午前中は党主催の議員研修会に参加しているが、この分についての政務活動費の充当は行われていなかった。したがって、請求人

の主張は理由がない。

(キ) 平成 29 年 10 月 2 日

請求人は、県政に関する意見交換について、当日は終日選挙対応であろうとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ク) 平成 29 年 11 月 29 日

請求人は、県政に関する意見交換について、当日は茨城第一支部党委員会に出席したとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派から確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、茨城第一支部党委員会の出席に係る経費は、当該政務活動費には含まれていないとことであつた。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ケ) 平成 30 年 1 月 5 日

請求人は、県政に関する意見交換について、当日は党本部での議員総会に出席したとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派から確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、党本部議員総会の出席に係る経費は、当該政務活動費には含まれていないとことであつた。したがって、請求人の主張は理由がない。

(コ) 平成 30 年 2 月 28 日

請求人は、県政に関する意見交換について、当日は日立中央地区連合の 2 月度党員会に出席したとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費については、会派から按分率 1 分の 1 の記載は、2 分の 1 であつた旨申出があり、半額が既に県に返還されている。

資料等により確認したところ、意見交換や県政報告等を行っているが、党員会にも出席しているため、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を 2 分の 1 としていた。したがって、請求人の主張は理由がない。

セ 八島功男議員

(ア) 平成 29 年 4 月 2, 3, 6, 8, 30 日, 平成 30 年 1 月 10, 26 日

請求人は、これらの観光行事視察、市政の動向調査等について、単なる観光である、県政に関係しない、趣味の範疇で政務活動に該当しないとの理由により、平成 29 年 4 月 8 日分については 240 円を、それ以外については全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動として

行われたものであった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(イ) 平成 29 年 4 月 5, 12, 19 日, 5 月 17, 31 日, 6 月 7, 14, 21, 28 日, 7 月 5, 19 日, 8 月 2, 3, 9, 16, 17, 30 日, 9 月 6, 13, 27 日, 10 月 4, 7, 11 日, 11 月 1, 8, 22 日, 12 月 6, 13, 20, 27 日, 平成 30 年 1 月 4, 10, 18, 24, 31 日, 2 月 7, 14, 21, 28 日, 3 月 7, 14, 28 日

請求人は、これらの県政報告会等について、県政報告に値しない、または政党活動であるとの理由により、4 月 12 日の利根町人口増加等の懇談については、何の意味もない単なる懇談であるとの理由により全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動として行われたものであった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ウ) 平成 29 年 6 月 7 日

請求人は、北茨城市長との県政懇談会について、懇親会（飲み会）参加ではないのか、明らかに飲食を目的としている、同行した井手議員は交通費を申請していないとの理由により全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動として行われたものであった。なお、他の議員が政務活動費への充当を行っていなかったとしても、政務活動であることを否定する理由とはならないことは前述のとおりである。したがって、請求人の主張は理由がない。

(エ) 平成 29 年 8 月 12 日

請求人は、市政と県政懇談会について、身内である公明党市議会議員との懇談は政務活動に該当しない、高速道路否利用も疑問であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費については、会派から按分率 1 分の 1 の記載は、2 分の 1 であった旨申出があり、半額が既に県に返還されている。

資料等により確認したところ、県政についての懇談等の政務活動は行っているが、一部について党活動も行っているため、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を 2 分の 1 としていた。したがって、請求人の主張は理由がない。

(オ) 平成 29 年 9 月 6 日

請求人は、代表質問勉強会について、公明党の他の議員は別行動である、なぜ水戸 IC 経由なのか、復路の高速道路否利用等を考慮すれば代表質問勉強会は虚偽の疑いがある、当日の議員会館訪問があるため午前中に東京へ着いたものと思われ、勉強する時間はないとの理由により全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動として行われたものであった。なお、他の議員と一緒に政務活動を行っていなかったとしても、政務活動であることを否定する理由とはならない。また、高速道路を利用するか否か、利用した場合に政務活動費の充当を行うか否かは、議員の判断であり、当該経費の充当がないことは政務活動であることを否定する理由にはならないことは前述のとおりである。したがって、請求人の主張は理由がない。

(カ) 平成 29 年 9 月 16 日

請求人は、関東各県の政策レビュー会について、公明党の政策宣伝で政党活動であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張するが、当該経費については、会派から錯誤による返還の申出があり、既に全額が県に返還されているため、請求人の主張は、その根拠を失っている。

(キ) 平成 29 年 9 月 25 日

請求人は、県政報告会について、井手議員の活動範囲であり、井手議員を飛び越えた政党活動はあり得ない、翌日に井手議員が知事と意見交換しているとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、井手議員を飛び越えた政党活動はあり得ないとの主張は、単に請求人個人の思い込みによる見解を述べたに留まるものであり、失当である。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ク) 平成 29 年 10 月 5 日

請求人は、JA 五連佐野会長他役員との政務調査について、通常は車なのに電車とは飲み会に参加ではないのかとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動として行われたものであった。また、当日は体調不良のため J R を利用したとのことであった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ケ) 平成 29 年 11 月 25 日

請求人は、茨城マルシェ視察について、視察は数十分で済むはずである、電車代の請求がない等のことから私用である疑いが濃いとの理由により、駐車料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動として行われたものであった。また、政務活動にかかる経費であっても、政務活動費への充当を行うか否かは会派の委任を受けた各議員の判断であり、電車代について政務活動費への充当を行っていなかったとしても、政務活動であることを

否定する理由とはならない。したがって、請求人の主張は理由がない。

(コ) 平成 29 年 11 月 29 日、12 月 20 日

請求人は、県政報告について、公明党の党内会議であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費については、会派から按分率 1 分の 1 の記載は、2 分の 1 であった旨申出があり、半額が既に県に返還されている。

資料等により確認したところ、県政報告は行っているが、一部について党活動も行っているため、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を 2 分の 1 としていた。したがって、請求人の主張は理由がない。

(サ) 平成 30 年 1 月 4 日

請求人は、土浦駅前新年街頭報告会について、毎年恒例で行っている街頭宣伝であり政党活動であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張するが、当該経費については、会派から錯誤による返還の申出があり、既に全額が県に返還されているため、請求人の主張は、その根拠を失っている。

(シ) 平成 30 年 1 月 11 日

請求人は、食と農と水を考える新春の集いに参加しての意見交換について、主催者は「食と農と水政治連盟」で政治団体であり、政党活動であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、主催は JA 関連政治団体ではあるものの、参加者は JA 組合長や県内首長、各議員等であって、農業問題についての意見交換をしたとのことであり、専ら政務活動として行われたものであった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ス) 平成 30 年 2 月 14 日

請求人は、地方自治体における SDG s の推進についての講演会に関し、党本部で議員総会及び衆議院第二会館で公明党 SDG s 推進委員会・外交部会に参加は、政党活動であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に確認したところ、党本部で議員総会は開催されていない。また、公明党 SDG s 推進委員会・外交部会については、党主催であっても、一般参加者もあり広く SDG s の普及促進に関する情報を共有する場であるとのことであり、政務活動と認められる。したがって、請求人の主張は理由がない。

(セ) 平成 30 年 2 月 16 日

請求人は、活動内容が「交流と拡大による地方創生～地域資源を磨き上げるサイクリングを例として～」となっている件について、どこで何をしたのかさっぱり不明、電車で行ったわけは懇親会（飲み会）に参加ではないか、タクシ

一料金が行きと帰りで倍以上違うのもおかしいとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派により確認したところ、政務活動費領収書等貼付用紙の活動内容欄に誤記があり、正しくは、3月議会の質問についての勉強会及び法テラスの利用に関して県条例策定の際のリーガルチェック等について専門家からの意見聴取であった。また、これらの活動内容については、専ら政務活動として行われたものであった。なお、交通手段をどのようにするかについては、会派の委任を受けた各議員の判断であり、自動車ではなく電車を利用したことについて、政務活動であることを否定する理由とはならない。また、当日は、井手議員及び法律関係者の2か所を訪問しており、タクシー料金について不自然とはいえない。したがって、請求人の主張は理由がない。

ソ 田村けい子議員

(ア) 平成29年4月5日

請求人は、政務調査会について、往復とも谷田部 IC を経由は私用のためであるとの理由により、土浦北 IC を利用した場合との差額 860 円を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、政務調査会に出席する事務補助員の送迎のため谷田部 IC を利用したとのことであった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(イ) 平成29年4月26日、27日、7月5日、26日、9月25日、27日、平成30年1月31日

請求人は、これらの県政報告会について、政党活動等で政務活動に該当しないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費については、会派から按分率1分の1の記載は、2分の1であった旨申出があり、半額が既に県に返還されている。

資料等により確認したところ、県政報告を行い、概ね政務活動であるが、政党活動も含まれるため、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1としていた。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ウ) 平成29年7月16日

請求人は、ピロリ菌に関するセミナー等について、同日に県本部主催夏季議員研修に出席しているとの理由により、半額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費については、会派から按分率1分の1の記載は、2分の1であった旨申出があり、半額が既に県に返還されているため、請求人の主張は、その根拠を失っている。

(エ) 平成29年8月20日、9月26日

請求人は、これらの政務調査会について、他の議員は収支報告書等への記載がないことから、さらに8月20日分については知事選対応であろうとの、9月26日分については虚偽であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

8月20日分の経費については、会派から錯誤による返還の申出があり、既に全額が県に返還されているため、請求人の主張は、その根拠を失っている。また、9月26日分について資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。なお、他の議員が政務活動費への充当を行っていなかったとしても、政務活動であることを否定する理由とはならないことは前述のとおりである。したがって、請求人の主張は理由がない。

(オ) 平成29年9月20日

請求人は、市町村議員との意見交換について、身内の議員との意見交換は政党活動であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該活動は、政務活動として行ったものであるが、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1として手引の規定に基づき按分していた。したがって、請求人の主張は理由がない。

(カ) 平成29年11月13日

請求人は、市町村議員との意見交換について、同僚議員との意見交換は政務活動に該当しない、また、高速道路料金に誤りがあるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該活動は、政務活動として行ったものであるが、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1として手引の規定に基づき按分していた。また、会派から高速道路料金の記載に誤りがあった旨申出があり、正しい額との差額の40円は既に返還されている。したがって、請求人の主張は理由がない。

(キ) 平成29年11月18日

請求人は、党女性議員との懇談会について、党内会議であり政務活動に該当しないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該活動は、政務活動として行ったものであるが、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1として手引の規定に基づき按分していた。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ク) 平成30年1月11日

請求人は、JA主催新春の集いに参加しての意見交換等について、いわゆる政治団体主催の集いに参加は政務活動ではない、身内の公明党市議会議員との懇談は政務活動には該当しないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張

する。

当該経費については、会派から按分率1分の1の記載は、2分の1であった旨申出があり、半額が既に県に返還されている。

資料等により確認したところ、当該活動は概ね農業関係者の意見を聞く政務活動であるが、政党活動も含まれるため、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1としていた。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ケ) 平成30年2月15日

請求人は、自殺対策推進後援会の開催について、当日に県女性局主催の予算案勉強会に参加していたことは間違いもないとの理由により、半額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費については、会派から按分率1分の1の記載は、2分の1であった旨申出があり、半額が既に県に返還されているため、請求人の主張は、その根拠を失っている。

タ 上野高志議員

請求人は、平成29年4月14日の県議団活動打合せに係る高速道路の利用について、県議会棟へ行くのに、なぜ谷和原ICから水戸南ICまで行く必要があるのかとの理由により、茨城町東ICまでの高速道路料金との差額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費については、会派から錯誤による返還の申出があり、既に差額が県に返還されているため、請求人の主張は、その根拠を失っている。

チ 山中たい子議員

(ア) 平成29年9月4日

請求人は、筑西市廃棄物施設問題にかかる要望書提出について、4月20日にも同じテーマの要望書を提出しているとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、4月20日に要望書を提出した後、問題が解決しないため、再度、要望書を提出したとのことであった。同じテーマの要望書を再度、提出することは、政務活動費への充当を否定する理由には当たらない。したがって、請求人の主張は理由がない。

(イ) 平成29年9月27日

請求人は、県議会棟へのガソリン代等の算定について114kmで算定しているが、6月16日及び12月25日では、同一ルートと思われるが100kmで算定しているとして、走行距離の差に相当する額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費については、会派から収支報告書の記載に誤りがあった旨申出があ

り、差額の 336 円が既に県に返還されているため、請求人の主張は、その根拠を失っている。

(2) 視察・研修費

ア いばらき自民党（会派政調会）、高橋勝則議員、磯崎達也議員、田口伸一議員、金子晃久議員（関連する交通費を含む）

請求人は、平成 30 年 2 月 6 日から 8 日にかけて行われた「茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例」に関する勉強会視察調査の報告書について、参加者名、旅程、旅費明細がないのは、視察の責任、旅程及び旅費の正当性を評価するうえで支障を生じるとしている。また、視察の内容については条例の準備としての視察段階で確認していたのではないかと、視察は遅きに失したものと理由により、視察の価値は 2 分の 1 とみなし半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

イ 飯塚秋男議員

請求人は、当該議員が平成 30 年 2 月 9 日に受講した「地域公共交通の基礎知識」及び「地域公共交通を守る工夫の様々な実例」の研修会について、有効なものとして評価するとしてうえて、報告書の提出がないため研修の価値は 2 分の 1 とみなし、半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。なお、手引上、宿泊を伴わない研修の参加について、報告書の提出は必須でなく、これを作成していなくても、政務活動費への充当を否定する理由にはならない。したがって、請求人の主張は理由がない。

ウ 岡田拓也議員

請求人は、明治大学大学院での受講については、自己研鑽のための受講であり、県政に直接関係のないもので個人負担とすべきであり、また、平成 28 年度も受講料等 133 万円を支出しているにもかかわらず、同一講座を受講するのは問題であるとして全額を返還請求すべき旨主張する。さらに、平成 28 年度の秋季講座を受講せず、しかもその費用を返還していないのであれば、その分として当該費用を全額、返還請求すべき旨主張する。

平成 18 年 11 月 18 日東京高裁判決において、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るための公共政策大学院への学費について調査研究活動に必要な経費に該当するとされているところであり、議会事務局に確認した結果、当該経費は、調査研究活動の基盤の充実を図るという政務活動費の制度趣旨に合致するものであるとのことであった。また、議会事務局を通じて会派に確認したところ、当

該大学院の受講は、2年間の専門職大学への入学であり、平成27年秋学期に入学、平成28年春・秋学期の後、活動集中のため平成29年春学期を休学し（休学期間中の学費は個人負担）、平成29年秋学期で科目の履修を修了したものであった。したがって、請求人の主張は理由がない。

エ 先崎光議員（関連する交通費を含む）

請求人は、当該議員が平成29年11月17日に受講した第22回清溪セミナーについて、有効なものとして評価するとしうえで、報告書の提出がないため研修の価値は2分の1とみなし、半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。なお、手引上、宿泊を伴わない研修の参加について、報告書の提出は必須でなく、これを作成していなくても、政務活動費への充当を否定する理由にはならない。したがって、請求人の主張は理由がない。

オ 石井邦一議員（関連する交通費を含む）

請求人は、当該議員が平成29年11月14日から15日まで行った群馬県及び栃木県のブランド力向上や情報発信の取り組みに関する調査の報告書において、群馬県の「ぐんまWi-Fiプロジェクト」及び栃木県の無料公衆無線LANの取り組みに関する報告がないこと、また、群馬県及び栃木県が実施した活動内容についての報告がないこと、さらに、とちぎテレビに関する報告について、あえて視察するまでもないことであるといった理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動はいずれも専ら政務活動としての活動であった。また、会派が提出した政務活動実施成果報告書においても、政務活動費への充当の妥当性を疑わせる事実は確認されなかった。さらに、視察するまでもないというのは、単に請求人個人の見解を述べたに留まるものであり失当である。したがって、請求人の主張は理由がない。

カ 西野一議員

(ア) 平成29年11月13日

請求人は、当該議員が山口県下関市役所を訪問して行ったジビエ有効活用推進事業とジビエセンター建設の内情視察調査について、政務活動実施成果報告書中における本県の県北地域で複数の自治体が連携してイノシシを捕獲する方法を提案し成果が見えるようになってきたとの記載が、11月の視察で得られた方法が、翌年の遅くとも4月までに効果を上げられるものであろうかとしうえ、部位別の解体の記載についても、全く当たり前のこととして、視察の価値はないため全額を返還請求すべき旨主張する。

会派が提出した政務活動実施成果報告書により確認したところ、当該経費に

係る活動はいずれも専ら政務活動としての活動であり、政務活動費への充当の妥当性を疑わせる事実は確認されなかった。さらに、視察の価値はないというのは、単に請求人個人の見解を述べたに留まるものであり失当である。したがって、請求人の主張は理由がない。

(イ) 平成 29 年 11 月 14 日

請求人は、当該議員が山口県周南市役所を訪問して行った公共施設再配置に向けた取り組みの視察調査について、再配置計画を市民に徹底する方法などはホームページに掲載されており、むしろ、どのような視点で再配置案をまとめたのかも学ぶべきであったとして、視察の価値はないものとみなし全額を返還請求すべき旨主張する。

会派が提出した政務活動実施成果報告書により確認したところ、当該経費に係る活動はいずれも専ら政務活動としての活動であり、政務活動費への充当の妥当性を疑わせる事実は確認されなかった。さらに、視察の価値はないというのは、単に請求人個人の見解を述べたに留まるものであり失当である。したがって、請求人の主張は理由がない。

キ 金子晃久議員

(ア) 平成 30 年 1 月 19 日、平成 30 年 3 月 27 日

請求人は、当該議員が平成 30 年 1 月 19 日に行った子育て支援研修会の参加及び同年 3 月 27 日に行った茨城農政の今後に関するヒアリングのための農林政務次官訪問について、有効なものと評価するとしうえて、何ら報告がされていないため研修の価値は2分の1とみなし、半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。なお、手引上、宿泊を伴わない研修の参加について、報告書の提出は必須でなく、これを作成していなくても、政務活動費への充当を否定する理由にはならない。したがって、請求人の主張は理由がない。

(イ) 平成 30 年 2 月 15 日

請求人は、当該議員のいばらきワインにふれる会の参加について、議員が参加したことに意義はないと思われるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、議員が参加したことに意義はないという主張は、単に請求人個人の見解を述べたに留まるものであり失当である。したがって、請求人の主張は理由がない。

ク 自民県政クラブ

(ア) 平成 29 年 5 月 23 日から 31 日

請求人は、フランスでの原子力政策及びオランダでの農業政策などのヨーロッパ調査・視察について、政務活動実施成果報告書に参加者名及び旅程がないのは、視察の責任及び旅程の正当性を評価するうえで支障を生じさせるとしている。また、イギリスのEU離脱については、県の行政として政策を打ち出せるような課題であるとは思えず無駄な調査である、オランダの農業については、インターネットに掲載されているため視察の必要性は全く認められない、フランスの原子力政策については海外視察によって得なくてもわかっていることであり、もっと具体的に情報発信や人材の育成方法などを把握し披露すべきであるといった理由により、視察としての価値はないものとし、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、会派が提出した政務活動実施成果報告書においても、政務活動費への充当の妥当性を疑わせる事実は確認されなかったほか、参加者及び宿泊を伴う視察の行程についても不自然な点はなかった。さらに、請求人の政務活動実施成果報告書の成果に対する評価については、単に請求人個人の見解を述べたに留まるものであり失当である。したがって、請求人の主張は理由がない。

(イ) 平成 29 年 11 月 12 日から 14 日

請求人は、美術館や常陸国YOSAKOI祭りなどで、地域活性化につなげようとしている県北地域の現況視察・調査について、全体として効果の薄い視察・調査であると言わざるを得ないとして視察としての価値は2分の1とみなし宿泊費は半額を、土産代は不要として全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、請求人の政務活動実施成果報告書の成果に対する評価については、単に請求人個人の見解を述べたに留まるものであり失当である。したがって、請求人の主張は理由がない。

ケ 臼井平八郎議員

請求人は、当該議員が平成 30 年 1 月 24 日から 26 日まで行った外国人介護職研修生制度に関する海外の送り出し機関の表敬訪問及び調査について、政務活動実施成果報告書に旅程の報告がないのは、視察の責任及び旅程の正当性を評価するうえで支障を生じさせること、当該調査は公益財団法人茨城国際親善厚生財団が行い、当該議員が同行したと推察されるところ、議員が同行し表敬訪問及び調査を行う必要性は全くなく、議員がやるべきは、むしろ受け入れ態勢が整っているのかを追求することにあり、視察の価値はなしとの理由により、

全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動はいずれも専ら政務活動としての活動であった。また、会派が提出した政務活動実施成果報告書においても、政務活動費への充当の妥当性を疑わせる事実は確認されなかったほか、宿泊を伴う視察の行程についても不自然な点はなかった。さらに、請求人の活動内容に対する評価については、単に請求人個人の見解を述べたに留まるものであり失当である。したがって、請求人の主張は理由がない。

コ 川口政弥議員（関連する交通費を含む）

請求人は、当該議員が平成 29 年 5 月 18 日から 5 月 19 日まで行った活動（日本自治創造学会研究大会参加）について、本セミナーは有効なものとして評価するが、成果報告書がないことから、半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。なお、本件は、宿泊を伴わない研修の参加であり、手引上、報告書の提出は必須でなく、これを作成していなくても、政務活動費への充当を否定する理由にはならない。したがって、請求人の主張は理由がない。

サ 佐藤光雄議員

請求人は、当該議員が平成 29 年 7 月 31 日から 8 月 1 日まで行った活動（地方議員研究会特別講座受講）について、政務活動実施成果報告書に開催場所の記載がなく、受講日が 7 月 31 日のみであることから、講義の終了時間によって宿泊費が不要であること、また、理解した内容に全く具体性がなく評価に値しないこと、平成 30 年 11 月までの本会議及び委員会において、この講座から得た知見に基づく発言をしていない等の理由により、受講の価値は 2 分の 1 とみなし、半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動はいずれも専ら政務活動としての活動であった。また、会派が提出した政務活動実施成果報告書においても、政務活動費への充当の妥当性を疑わせる事実は確認されなかった。また、本会議や委員会において、この講座から得た知見に基づく発言がなかったとしても政務活動費への充当を否定する理由にはならない。さらに、請求人の活動内容に対する評価については、単に請求人個人の見解を述べたに留まるものであり失当である。したがって、請求人の主張は理由がない。

シ 設楽詠美子議員

請求人は、当該議員の活動筑波大学大学院授業受講について、受講の真の目的もわからず成果の報告もされていないうえ、平成 27、28 年度も同大学院の講座を受講しており、その内容によっては不必要な受講であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は保健医療政策学特別研究に関する科目を受講したもので、茨城県の医療政策等を研究テーマとしており、専ら政務活動としての活動であった。また、当該授業は3年間を履修年としており、平成29年度は3年次であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

ス 井手義弘議員（関連する交通費を含む）

(ア) 平成29年5月15、16日

請求人は、当該議員の5月16日に行われた地域猫活動についての視察にかかる政務活動実施成果報告書を出さないことは認めがたいこと、また、当該議員が5月15日に拓殖大学大学院で行った公開講座県議会報告について、政務活動といえるのか疑問であるとして宿泊費の全額とそれ以外の費用の半額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費のうちJR乗車賃については、会派から按分率1分の1の記載は、2分の1であった旨申出があり、半額が既に県に返還されている。また、拓殖大学大学院での報告については、政務活動費の充当を行わないとして、宿泊費の全額が既に返還されている。したがって、これらの経費については、請求の根拠を失っている。

また、土産代については、資料等により確認したところ、5月16日に行われた視察及び意見交換に係る支出であり、これらの視察及び意見交換は、専ら、政務活動としての活動であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(イ) 平成29年6月10日

請求人は、日立シビックセンターで行われた「第1回いばらき地域猫活動セミナー」について、市民団体「日立さくらねこプロジェクト」が主催して行われたものであり、会場費から駐車場代、講師報償費等々飲料費まで政務活動費を充当する妥当性はなく、主催者が支払うべきであること、また、講師は1人なのに交通費を2人分支出していること、さらにセミナー用として支払った駐車料金のほかに、県政講演会の名目でセミナーと同時刻に別に駐車料金を支払っていることとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派より確認したところ、当該セミナーの主催は茨城県議会公明党議員会地域創生プロジェクトであり、共催が日立さくらねこプロジェクトであった。なお、広報紙には政党名を記載しないものも作成したとのことであった。また、交通費については、講師及び随行の事務局長に対して支給したものであった。さらに、駐車料金の名目の県政講演会というのは、当該セミナーのことを指しているとのことであった。これらについて、議会事務局で保管している収支報告書等を確認したところ、特に不自然とする点はなかった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ウ) 平成 29 年 7 月 16 日

請求人は、当該議員が参加した健康セミナーについて、このセミナーは午後に行われ、午前中には県本部主催の議員研修会が行われており、これが政党活動であって政務活動ではないとの理由により、半額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費のうち、ガソリン代等及び高速道路料金については、会派から按分率 1 分の 1 の記載は、2 分の 1 であった旨申出があり、半額が既に県に返還されている。

資料等及び議会事務局を通じて会派より確認したところ、当該セミナーは、茨城県議会公明党議員会地域創生プロジェクトが主催し、自治体関係者や一般県民も参加したものであり、政務活動と認められる。そのため、会場費及び会場横断幕作成費については、案分率を 1 分の 1 としていた。しかし、当日の午前中に、政党活動に参加しており、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、ガソリン代等及び高速道路料金については、按分率を 2 分の 1 としていた。したがって、請求人の主張は理由がない。

(エ) 平成 29 年 7 月 19, 20 日

請求人は、当該議員が長野県大町市の視察に係る JR 乗車賃について、往路が常陸多賀駅から上野駅まで及び上野駅から長野駅までと分けて購入し、復路が長野駅から常陸多賀駅まで一括して購入しているため、往路と復路の差額 230 円を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該議員はインターネットにより切符を購入したが、往路について上野駅までの割引があるため、分割して購入すれば、通常より安価になるとの認識により分割して購入し、復路については、分割ができなかったため一括で購入したとのことであった。いずれにしても、目的地に相違はなく、政務活動費での支出に問題はないと認められる。したがって、請求人の主張は理由がない。

(オ) 平成 29 年 9 月 16, 17 日

請求人は、中之条ビエンナーレ 2017 の現地調査について、この視察から県北芸術祭に際して参考とすべきものはないに等しい、無駄な視察であったと言わざるを得ないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、無駄な視察であったとの主張は、単に請求人個人の思い込みによる見解を述べたに留まるものであり失当である。したがって請求人の主張は理由がない。

(カ) 平成 29 年 11 月 14 日

請求人は、守谷市市民交流プラザで行われた「第2回いばらき地域猫活動セミナー」について、上記（イ）と同様であるが、本セミナーは公明党地域創生プロジェクトと守谷市動物愛護協議会との共催であるとの理由により、半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派より確認したところ、当該セミナーの主催は茨城県議会公明党議員会地域創生プロジェクトであり、共催が守谷市動物愛護協議会であるとのことであり、議会事務局で保管している収支報告書等を確認したところ、特に不自然とする点はなかった。したがって、請求人の主張は理由がない。

セ 高崎進議員，八島功男議員

(ア) 平成29年5月9，10日

請求人は、当該議員の高知県庁及び高知城歴史博物館の視察に関して、政務活動実施成果報告書に旅費明細がないことは、旅費の正当性を評価するのに支障をきたすこと、及びその内容についても、①明治維新から150年を契機として開催した「志国高知幕末維新博」の視察について、未だ本県での明治150年を契機としたイベントの開催が決まっていない時期における視察として不要であること、②健康パスポート事業の調査について、開始からわずか8か月後の調査では、効果の程もわからず有効性が低いこと、③若者の学びなおしと自立支援（引きこもり対策）の取り組みの調査について、この視察はしなくともホームページ等により情報は十分入手できたため、視察不要であること、以上の理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、会派が提出した政務活動実施成果報告書においても、政務活動費への充当の妥当性を疑わせる事実は確認されなかったほか、旅費明細についても不自然な点はなかった。さらに、請求人の政務活動実施成果報告書の成果に対する評価については、単に請求人個人の見解を述べたに留まるものであり失当である。したがって、請求人の主張は理由がない。

(イ) 平成29年9月19，20日

請求人は、当該議員の長野県庁及び県立図書館の視察に関して、政務活動実施成果報告書に旅費明細がないことは、旅費の正当性を評価するのに支障をきたすこと、及びその内容についても、①LINEを活用したいじめ対策について平成29年12月19日の予算特別委員会で高崎進議員が発言しているが、視察中には議会で述べているようなデータは把握できなかつたはずであり、また、種々の問題点も把握できなかつたはずであることから、内蔵する課題について十分把握してから提案すべきであり、視察としての価値がないこと、②ごみ減

量化の視察について、本県の関連施策を十分理解し、長野県との相違を明確にする必要があったが、それをしなかったため無意味であること、③長野県立図書館の取り組みについての視察のみ認め、日帰りが可能であること、以上の理由により、宿泊費と長野駅から長野県庁まで、長野県庁から宿泊先まで及び宿泊先から長野県立図書館までの各タクシー代の全額と土産代の半額から長野駅から長野県立図書館までのタクシー代を差し引いた額をを返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、会派が提出した政務活動実施成果報告書においても、政務活動費への充当の妥当性を疑わせる事実は確認されなかったほか、旅費明細についても不自然な点はなかった。さらに、請求人の政務活動実施成果報告書の成果に対する評価については、単に請求人個人の見解を述べたに留まるものであり失当である。したがって、請求人の主張は理由がない。

ソ 井手義弘議員，八島功男議員（関連する交通費を含む）

請求人は、当該議員が平成 29 年 5 月 1 日に行ったあしかがフラワーパークの視察について、平成 28 年度までは井手義弘議員が同じ目的で単独視察していたが、その結果を具体的にどう生かしたのか分からないこと、毎年視察する必要はないし、案分率を 2 分の 1 とすること自体観光の隠れ蓑であること、また、ホームページでは 5 月 1 日に「東京都本部の政治活動を支援、徳島県三好市の地方創生担当者と意見交換」したとあることから、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派より確認したところ、入場料については、会派代表として井手議員名義で支払いをしているが、井手議員は視察しておらず、八島議員が単独で視察したものであった。なお、当該経費については、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を 2 分の 1 とした規定に基づき按分していた。したがって、請求人の主張は理由がない。

タ 井手義弘議員，八島功男議員，田村けい子議員（関連する交通費を含む）

請求人は、井手義弘議員が平成 29 年 9 月 6 日に Takashimaya で行われた「田中達也見立ての世界」の視察について、政務活動とは言えず、単なる趣味のものであるとしている。また、同日に井手義弘議員及び八島功男議員が国土交通省へ訪問し、その目的が不明であること、田村けい子議員が同日に国会を訪問しているが、訪問先の記載が井手義弘議員及び八島功男議員とは異なること等から、目的・訪問先が不明確であり意味のない活動であったと判定している。さらに八島功男議員が利用したタクシー料金が、請求人が算定した額より大きいため、別の場所に行った疑いもあるとしている。以上により全額を返還請求すべき旨主張す

る。

資料等及び議会事務局を通じて会派より確認したところ、井手議員、八島議員及び田村議員が合同で衆議院議員会館を訪問し、国土交通省道路局高速道路課企画専門官等から県内の高速道路整備についての進捗状況の説明を聴取したとのことであった。議会事務局で保管している収支報告書等を確認したところ、特に不自然とする点はなかった。また、政務活動とは言えず、単なる趣味のものであるという主張は、単に請求人個人の見解を述べたに留まるものであり失当である。さらに、タクシー料金は、道路事情による影響を受けるものであるため、一概に比較はできないことは、前述のとおりである。したがって、請求人の主張は理由がない。

(3) グループ活動費

ア いばらき自民党（会派政調会）、石井邦一議員（関連する交通費を含む）

請求人は、平成 29 年 9 月 29 日から 10 月 1 日にかけてスポーツ振興議員連盟が行った「えひめ国体開会式」視察調査の報告書について、参考となったと記載されている内容が全く分からず報告書として不十分であること、参加者名の氏名も分からないこと、複数の議員での視察が必要であるという主張を納得させるに足る報告内容になっていないこと、加藤明良議員及び石井邦一議員を除いてスポーツ振興議員連盟に所属していたかどうか分からないこと、平成 29 年度及び平成 30 年度における議会の特別委員会での加藤明良議員以外の各議員の質問が、えひめ国体の開会式典を視察する必要のないものであること等の理由により、視察の価値は 2 分の 1 とみなし半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、会派が提出した政務活動実施成果報告書においても、政務活動費への充当の妥当性を疑わせる事実は確認されなかったほか、参加者名簿についても不自然な点はなかった。さらに、請求人の政務活動実施成果報告書の成果に対する評価については、単に請求人個人の見解を述べたに留まるものであり失当である。また、スポーツ振興議員連盟に所属していなかったとしても政務活動費への充当を否定する理由にはならない。加えて、政務活動かどうかは、議会における発言の有無によって判断されるものではなく、議員としての議会活動の総体で判断されるものであり、請求人の、視察する必要のないものであるとの主張は、単に自らの意見を述べるに留まるものである。したがって、請求人の主張は理由がない。

イ いばらき自民党（会派政調会）、加藤明良議員、村上典男議員、磯崎達也議員、長谷川重幸議員、石井邦一議員、金子晃久議員（関連する交通費を含む）

請求人は、平成30年1月29日から2月3日にかけて輸出振興議員連盟が行ったサンフランシスコ周辺地域の視察調査について、政務活動実施成果報告書に参加者名及び旅程がないのは、視察の責任及び旅程の正当性を評価するうえで支障を生じさせるとしている。また、旅費明細がないことは、旅費の正当性を評価するのに支障をきたすとしている。しかし、視察の内容について、視察の効果はあったであろうと思われるとして、半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、会派が提出した政務活動実施成果報告書においても、政務活動費への充当の妥当性を疑わせる事実は確認されなかったほか、参加者名簿、旅程及び旅費明細についても不自然な点はなかった。したがって、請求人の主張は理由がない。

ウ いばらき自民党（会派政調会）、海野透議員、西野一議員、先崎光議員、長谷川重幸議員、金子晃久議員

請求人は、平成30年2月19日から21日にかけて原子力・新エネルギー対策議員連盟が行った日本原子力開発研究機構「東濃地科学センター」ほかの視察調査について、政務活動実施成果報告書に参加者名及び旅程がないのは、視察の責任及び旅程の正当性を評価するうえで支障を生じさせるとしている。また、旅費明細がないことは、旅費の正当性を評価するのに支障をきたすとしている。さらに、視察の内容について、表面的な成果報告ではあまりにも無責任すぎであり、もっと突っ込んだ内容の報告がされるべきである、14人も出かけていれば様々な感触・理解があったはずで、この報告がないのは理解しがたいとしている。以上により、視察の価値はないものとみなし、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、会派が提出した政務活動実施成果報告書においても、政務活動費への充当の妥当性を疑わせる事実は確認されなかったほか、参加者名簿、旅程及び旅費明細についても不自然な点はなかった。さらに、請求人の政務活動実施成果報告書の成果に対する評価については、単に請求人個人の見解を述べたに留まるものであり失当である。したがって、請求人の主張は理由がない。

エ いばらき自民党（会派政調会）

請求人は、平成30年4月7日から11日にかけてパラオ友好議員連盟が行ったパラオ視察調査について、旅費の支出とその報告がなされたのみで実施は平成30年度であり、年度を超えて行う予定の政務活動に当年度分の交付金から支出することは妥当ではない、また、視察報告もなく、具体的な評価ができない点も問題である、さらに、15名という大所帯で行く必要はなく、単なる観光旅行であるとして、全額を返還請求すべき旨主張する。

「政務活動の手引き」によれば、支出の確定時期は現金主義（支払主義）」とされており、実際の政務活動が翌年度であっても、当該活動に係る経費の支払いが当該年度に行われていれば、当該年度の政務活動費として処理すべきものとされている。当該活動について、議会事務局で保管している収支報告書等を確認したところ、支払日は平成30年3月22日となっており、平成29年度の政務活動費からの支出は問題ないことが確認された。また、議会事務局を通じて会派から提出された視察調査報告書により確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。さらに、15名という大所帯で行く必要はなく、単なる観光旅行であるという主張は、単に請求人個人の見解を述べたに留まるものであり失当である。したがって、請求人の主張は理由がない。

(5) 請求人のその他の主張について

以上のほか、請求人は複数の議員の活動内容について、県政と直接関係しない、議員の仕事ではない、有効な視察・意見交換は無理である、市町村の管轄である、そのほか活動内容への疑義等を述べて、これらの理由により、全額又は半額を返還請求すべき旨主張しているが、前述の平成19年2月9日の札幌高裁判決の趣旨からすれば、政務活動は会派やその委任を受けた各議員の極めて広範な裁量の下に行われるものであり、こうした政務活動の性格を理解することなく、請求人の判断により具体的な根拠を示さず政務活動であることを否定する主張は理由がない。

3 結論

以上のことから、請求に係る支出の一部は既に県に返還されていることから判断の対象外であり、その他の請求に係る支出について違法又は不当というべきものはなく、知事が財産の管理を怠る事実は認めることができない。

よって、請求人の主張は理由がないものと判断し、これを棄却する。